

（第二類 第一号）

第十六回国会
衆議院

昭和二十八年年度一般会計暫定予算につき同意を求めるの件外六件特別委員会議録第三号

昭和二十八年五月二十三日（土曜日）

午前十時五十二分開議

出席委員

委員長 尾崎 末吉君

理事小峯 柳多君 理事橋本 龍伍君

理事西村 直己君 理事川崎 秀二君

理事成田 知巳君 理事川島 金次君

理事山口 好一君

植木庚子郎君 川島正次郎君

迫水 久常君 鈴木 正文君

辻 寛一君 富田 健治君

灘尾 弘吉君 西村 久之君

羽田武嗣郎君 井出 太郎君

喜多壯一郎君 中村三之丞君

橋本 清吉君 福田 繁芳君

伊藤 好道君 久保田鶴松君

田中織之進君 辻原 弘市君

古屋 貞雄君 河野 齊君

西村 榮一君 吉田 賢一君

出席國務大臣

國務大臣 緒方 竹虎君

大藏大臣 小笠原三九郎君

文部大臣 大達 茂雄君

通商産業大臣 岡野 清豪君

郵政大臣 塚田十一郎君

出席政府委員

内閣官房長官 福永 健司君

法制局長官 佐藤 達夫君

法制局次長 林 修三君

總理府事務官（自治庁次長） 鈴木 俊一君

總理府事務官（自治庁事務部長） 金丸 三郎君

法務事務官（矯正局長） 中尾 文策君

法務事務官（入国管理局長） 鈴木 一君

大藏事務官（大蔵大臣官房長） 森永貞一郎君

大蔵事務官（主計局長） 河野 一之君

大蔵事務官（主税局長） 渡辺喜久造君

大蔵事務官（理財局長） 石田 正君

大蔵事務官（銀行局長） 河野 通一君

文部事務官（大蔵事務局長） 稲田 清助君

五月二十三日

委員井出 太郎君及び古屋貞雄君
許任につき、その補欠として中村三
之丞君及び辻原弘市君が議長の指名
で委員に選任された。

本日の會議に付した事件

昭和二十八年年度一般会計暫定予算に
つき日本国憲法第五十四條第三項の
規定に基く同意を求めるの件（内閣
提出、予同第一号）

昭和二十八年年度特別會計暫定予算に
つき日本国憲法第五十四條第三項の
規定に基く同意を求めるの件（内閣
提出、予同第二号）

昭和二十八年年度政府關係機關暫定予
算につき日本国憲法第五十四條第三
項の規定に基く同意を求めるの件
（内閣提出、予同第三号）

国会議員の選挙等の執行経費の基準
に關する法律の一部を改正する法律
（昭和二十八年法律第二十二号）につ
き日本国憲法第五十四條第三項の規
定に基く同意を求めるの件（内閣提
出、法同第一号）

国立学校設置法の一部を改正する法
律（昭和二十八年法律第二十五号）に
つき日本国憲法第五十四條第三項の
規定に基く同意を求めるの件（内閣
提出、法同第二号）

不正競争防止法の一部を改正する法
律（昭和二十八年法律第二十六号）に
つき日本国憲法第五十四條第三項の
規定に基く同意を求めるの件（内閣
提出、法同第三号）

期限等の定めのある法律につき当該期
限等を変更するための法律（昭和二
十八年法律第二十四号）につき日本
国憲法第五十四條第三項の規定に基
く同意を求めるの件（内閣提出、法
同第四号）

○尾崎委員長 これより會議を開きま
す。

昭和二十八年年度一般会計暫定予算に
つき同意を求めるの件外六件を一括議
題といたします。政府より順次その説
明を求めるといたしますが、まず
昭和二十八年年度一般会計暫定予算に
つき日本国憲法第五十四條第三項の規
定に基く同意を求めるの件、昭和二十
八年年度特別會計暫定予算につき日本国憲
法第五十四條第三項の規定に基く同意
を求めるの件、昭和二十八年年度政府關
係機關暫定予算につき日本国憲法第五
十四條第三項の規定に基く同意を求め
るの件、以上三件について政府の説明
を求めます。大蔵大臣小笠原三九郎
君。

昭和二十八年年度一般会計暫定予算
につき日本国憲法第五十四條第三
項の規定に基く同意を求めるの件
日本国憲法第五十四條第二項但書
の參議院の緊急集会において議決さ
れた昭和二十八年年度一般会計暫定予
算につき、同条第三項の規定に基く
衆議院の同意を求める。

昭和二十八年年度特別會計暫定予算
につき日本国憲法第五十四條第三
項の規定に基く同意を求めるの件
日本国憲法第五十四條第二項但書
の參議院の緊急集会において議決さ
れた昭和二十八年年度特別會計暫定予
算につき、同条第三項の規定に基く
衆議院の同意を求める。

昭和二十八年年度政府關係機關暫定
予算につき日本国憲法第五十四條
第三項の規定に基く同意を求める
の件
日本国憲法第五十四條第二項但書
の參議院の緊急集会において議決さ
れた昭和二十八年年度政府關係機關暫
定予算につき、同条第三項の規定に
基く衆議院の同意を求める。

○小笠原國務大臣 昭和二十八年年度一
般會計、特別會計及び政府關係機關
の各予算は、三月十四日衆議院が解散
せられた結果、不成立となりまし
たので、政府は、日本国憲法第五十四
條第二項但書により三月十八日參議院
の緊急集会を求め、財政法第三十條の
規定によりまして昭和二十八年年度のう
ち四月及び五月分にかかる暫定予算を

提出し、同月二十日議決成立いたしま
したが、このことは日本国憲法第五十四
條第三項によりまして衆議院の同意を
必要といたしますので、御審議をお願い
いたします次第であります。

次に、參議院緊急集会において議決
されました、昭和二十八年年度四、五
月の暫定予算の概要を御説明申し上げ
ます。

この暫定予算は、年間予算が成立す
るまでの暫定的なものでありますので
で、新たに成立した法律の実施に伴う
もののほか、新規計画に伴う経費はこ
れを避けることといたしました。従つ
て、この暫定予算におきましては、国
政の運営上どうしても必要なもののみ
でありまして、いわば骨格予算であり
ます。以下その内容を簡単に御説明い
たします。

一般会計暫定予算は歳入一千四百四
十五億四角、歳出一千四百七十七億四角
ありまして、差引二百三十二億四角余
り歳出超過となつておりますが、この
不足額は、国庫余裕金及び大蔵省証券
の発行により支弁いたすこととなつて
おります。

歳入におきましては、税制の改正案
が酒税法の改正を除き、前国会におい
て審議未了となりまして、所得税
については、給与所得者等の負担軽減
の措置を継続することを肝要と考え、
本年一月ないし三月にとられた臨時措
置を二箇月間延長することといたしま
した。その以外は原則として現行法に
よることといたしまして四月及び五月

における収入額を見積り、租税及び印紙収入千三百四十四億四角、官業益金その他百一十一億四角、計千四百五十五億四角を計上いたしました。専売納付金及び前年度剰余金は歳入の時期的関係から計上いたしておりません。

次に、歳出につきまして御説明いたします。

また、さきの国会において恩給法の一部を改正する法律案が不成立に終了いたしましたので、旧軍人等の恩給の復活に要する経費は計上いたしておりません。但し戦没者遺家族、戦傷病者留守家族に對しましては、従前の援護措置を維持することとなるのであります。この暫定予算では支出時期的関係上留守家族の分のみを計上いたしてあります。

保安庁の経費は、施設、裝備の強化

第二に、地方財政に關しましては、

四月一日より実施せられる現行の義務教育費国庫負担法の規定により、義務教育費国庫負担金の二箇月分の所要額八十九億四角を計上いたし、なお地方財政平衡交付金の二箇月分の所要額百八十七億四角を計上いたしました。

第三に、公共事業、食糧増産対策事業その他の建設事業につきましては、継続にかかるとののについて最小限度の事業を実施することとしたしまして、所要額を計上いたしました。

第四に、出資投資としては、さきの国会において成立した農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律によつて同公庫の資本金が増額されたので、これに對する出資として二十億四角を計上することといたしました。なお、この期間における国民金融公庫、住宅金融公庫等の貸出し業務を維持するために、資金運用部資金を活用いたしたものであります。

暫定予算に新規に計上した経費は、衆参両院議員の選挙に必要な経費及び中共地域よりの引揚げ促進に必要な経費等、真に最小限度のものにとどめてあります。

次に、特別会計及び政府関係機関の暫定予算におきまして、一般会計について申し述べた方針に準じて四月及び五月に必要な金額を計上しております。不成立となりまして年間予算と異なりましては、一方において産業投資特別会計法案その他の法律案が審議未了となりましてために、廃止される

予定の米国対日援助見返資金特別会計及び米国対日援助物資等処理特別会計が存続されることとなつたこと、他方において新設される予定であつた産業投資特別会計等の設置、中小企業金融公庫の設立がとりやめとなつた等の点であります。

以上をもちまして昭和二十八年年度四、五月分の暫定予算の概要の説明といたす次第でございます。

○尾崎委員長 次は、国会議員の選挙等の執行経費の基準に關する法律の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第二十二号）につき日本国憲法第五十四條第三項の規定に基く衆議院の同意を求めるの件について政府の説明を求めます。

自治庁長官塚田十一郎君。

国会議員の選挙等の執行経費の基準に關する法律の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第二十二号）につき日本国憲法第五十四條第三項の規定に基く同意を求めるの件

日本国憲法第五十四條第二項但書の參議院の緊急集会に對して議決された国会議員の選挙等の執行経費の基準に關する法律の一部を改正する法律につき、同条第三項の規定に基く衆議院の同意を求める。

国会議員の選挙等の執行経費の基準に關する法律の一部を改正する法律

国会議員の選挙等の執行経費の基準に關する法律（昭和二十五年法律第七十九号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項の表を次のように改める。

投票区 の 選挙人数	区市町村			
	区	市	町	村
投票日	平日	平日	平日	平日
又休日	又休日	又休日	又休日	又休日
五百人未満	四二五円	五八七円	七四八円	三二八円
五百人以上 一千人未満	四五六円	六六七円	八二八円	三三九円
一千人以上 二千人未満	四七六円	七六七円	九三九円	三四〇円
二千人以上	四八六円	八七七円	一〇五〇円	三五〇円

第四条第二項の表を次のように改める。

投票区 の 選挙人数	区市町村			
	区	市	町	村
投票日	平日	平日	平日	平日
又休日	又休日	又休日	又休日	又休日
二千人未満	七二六円	九三六円	一一四六円	五二六円
二千人以上 三千人未満	九三七円	一二四七円	一四五七円	七三七円
三千人以上 五千人未満	一〇四八円	一三五八円	一五六八円	八三八円
五千人以上 一万人未満	一四八八円	一七九八円	一九〇八円	一二三八円
一万人以上 二万人未満	二〇八八円	二三九八円	二五〇八円	一八三八円
二万人以上	二七〇八円	三〇一八円	三一二八円	二五三八円

第四條第三項中「千五百三十四円」を「千八百三十六円」に、「千三百三十六円」を「千六百円」に、「千二百四十円」を「千三百四十一円」に改める。
 第五條第一項の表を次のように改める。

開票 区 の選挙人数	区	市	町	村
二千人未満	二、九〇四	七、四〇〇	二、五五六	四、六八八
二千人以上 満上	五、二八〇	二、五五六	四、六八八	一、三三五
三千人未満	三、二六七	八、三三三	五、一八四	七、二五四
三千人以上 満上	五、九四〇	二、八五三	五、一八四	一、五〇五
四千人未満	三、六〇〇	九、三三〇	三、一七〇	二、八九二
四千人以上 満上	六、六〇〇	三、一七〇	三、一七〇	三、五七四
五千人未満	四、三五六	一、一〇〇	三、八〇四	九、六三二
五千人以上 満上	七、九二〇	三、八〇四	六、九三二	二、二〇〇
六千人未満	五、四四四	二、三八七	四、七五五	二、〇九〇
六千人以上 満上	九、九〇〇	四、七五五	八、六六〇	四、八〇〇
七千人未満	七、九六六	二、〇三〇	六、九七四	三、三六七
七千人以上 満上	二〇、八八〇	九、五二〇	二、七三三	七、二二〇
八千人未満	五、三九二	四、九九二	三、七九六	三、七九六
八千人以上 満上	六、三三四	五、八二八	四、二六八	四、二六八
九千人未満	八、七三六	七、九九二	五、六五二	五、六五二
九千人以上 満上	一一、四四〇	一〇、四六四	七、五八八	七、五八八
一万人未満	一四、八六八	一三、五八四	九、八三八	九、八三八
一万人以上 満上	一九、二〇七	一七、四八一	一二、四六〇	一二、四六〇
二万人未満	二二、四九〇	二〇、五一〇	一四、九〇四	一四、九〇四
二万人以上 満上	二五、八七六	二三、五六八	一七、〇六二	一七、〇六二
三万人未満	三三、六二四	二九、七二二	二二、六七二	二二、六七二

第五條第二項の表を次のように改める。

開票 区 の選挙人数	区	市	町	村
一千人未満	二、九一〇	二、五三〇	一、四八四	一、四八四
一千人以上 満上	三、四九二	三、〇三六	一、六九六	一、六九六
二千人未満	五、二三八	四、五五四	二、五四四	二、五四四
二千人以上 満上	六、四〇二	五、五六六	三、一八〇	三、一八〇
三千人未満	八、一四八	七、〇八四	四、〇二八	四、〇二八
三千人以上 満上	一〇、七六七	九、三六一	五、三〇〇	五、三〇〇
四千人未満	一一、六四〇	一〇、一二〇	五、七二四	五、七二四
四千人以上 満上	一三、三八六	一一、六三八	六、五七二	六、五七二
五千人未満	一五、七二四	一三、六六二	七、六三二	七、六三二

第五條第三項の表を次のように改める。

開票 区 の選挙人数	開票日 （土曜日を 含むもの）	平日 （土曜日を 含むもの）	日曜日 又は休日 （土曜日を 含むもの）	平日 （土曜日を 含むもの）	日曜日 又は休日 （土曜日を 含むもの）
一千人未満	二、九一〇	二、五三〇	一、四八四	一、四八四	一、四八四
一千人以上 満上	三、四九二	三、〇三六	一、六九六	一、六九六	一、六九六
二千人未満	五、二三八	四、五五四	二、五四四	二、五四四	二、五四四
二千人以上 満上	六、四〇二	五、五六六	三、一八〇	三、一八〇	三、一八〇
三千人未満	八、一四八	七、〇八四	四、〇二八	四、〇二八	四、〇二八
三千人以上 満上	一〇、七六七	九、三六一	五、三〇〇	五、三〇〇	五、三〇〇
四千人未満	一一、六四〇	一〇、一二〇	五、七二四	五、七二四	五、七二四
四千人以上 満上	一三、三八六	一一、六三八	六、五七二	六、五七二	六、五七二
五千人未満	一五、七二四	一三、六六二	七、六三二	七、六三二	七、六三二

五十坪以上	四九〇	一、〇四四	四七〇	九六一	四四〇	八六一
百坪以上	四九〇	一、〇八三	四七〇	一、〇〇〇	四四〇	九〇〇
百五十坪以上	四九〇	一、一六二	四七〇	一、〇七九	四四〇	九七九

第九条第二項中「四百十四円を四百九十五円に、「三百六十一円を四百三十二円に、「三百二十円を「三百六十二円」に改める。

第十条第一項の表を次のように改める。

施設	演説 会開催 の時間	区市町村	
		区	市町村
学校	昼間	一、二九五円	六、一六二円
	夜間	二、七九三円	七、九三二円
学校以外	昼間	三、二九五円	六、一六三円
	夜間	四、七九三円	七、九三四円

第十条第二項中「千百三円を「千三百二十一円」に、「九百六十二円を「千五百十一円」に、「八百六十四円を「九百六十五円」に改める。

第十三条第一項第一号から第六号までを次のように改める。

一 都道府県

選挙人の数	五十万人以上	五十万人以上	五十万人以上	五十万人以上	五十万人以上	五十万人以上
金額	二、九三三円	三、一六三円	三、三九三円	三、六二三元	三、八五三元	四、〇八三元

二 都道府県の支庁又は地方事務所

三 大都市

四 区

二六一、六九〇円
八一五、二四〇円

選挙人の数	五万人未満	十万人未満	十五万人以上	十五万人以上
金額	三、三三三円	四、五二二円	六、一五二円	八、〇〇九円

五 市

選挙人の数	三万人未満	三万人以上	五万人以上	十万人以上	十五万人以上
金額	一、三三三円	三、三三三円	五、三三三円	七、三三三円	九、三三三円

六 町村

選挙人の数	一千人未満	一千人以上	三千人以上	五千人以上	一万人以上	二万人以上
金額	一、〇八三円	一、六六三円	二、二四三円	二、八二三円	三、四〇三円	三、九八三円

第十三条第二項第一号から第六号までを次のように改める。

一 都道府県

選挙人の数	五十万人以上	五十万人以上	五十万人以上	五十万人以上	五十万人以上	五十万人以上
金額	二、三三三円	二、五八三円	二、八三三円	三、〇八三円	三、三三三円	三、五八三円

二 都道府県の支庁又は地方事務所

三 大都市

四 区

五 市

一〇二、七八五円
二六五、四二〇円
一四八、七九二円

選挙人の数	三万人未満	三万人以上	五万人以上	十万人以上	十五万人以上
金額	五、九三三円	六、三三三円	九、二八八円	一二、九六六円	一五、六六一円

六 町村

選挙人の数	一千人未満	一千人以上	三千人以上	五千人以上	一万人以上	二万人以上
金額	六、五三三円	六、六三三円	三、三三三円	三、三三三円	三、三三三円	三、三三三円

第十三条第三項第一号から第六号までを次のように改める。

金額	選挙人の数
1,000,000円	未五十万人
10,000,000円	満五十万人以上
1,000,000円	人未満
1,000,000円	百五十万人以上
1,000,000円	百五十万人未満
1,000,000円	百五十万人以上
1,000,000円	二百五十万人未満
1,000,000円	二百五十万人以上
1,000,000円	三百五十万人未満
1,000,000円	三百五十万人以上

二 都道府県の支庁又は地方事務所
三 大都市
四 区
五 市

九、二〇〇四
二九、〇四〇四
七、九二〇四

○塚田國務大臣　ただいま議題になつております私の所管の法律――日本國憲法第五十四条第三項の規定により、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律につき、本院の同意を求めるために提案いたしました理由の概略を御説明申上げます。

国会議員の選挙等の執行経費の基準
に關する法律は、國がその経費を負担
する国会議員の選挙、最高裁判所裁判
官国民審査及び日本国憲法第九十五條
の規定により一の地方公共団体のみに
適用される特別法の制定に關する住民
投票につきまして、都道府県及び市区
町村に交付する選挙執行経費の基準を
定めるものでありますが、昨年末、公
務員の給与基準が従來の一万六十二円
から一万二千八百二十円に改訂せられ
たのに伴ひまして、これらの選挙の
投票、開票、選挙会その他の選挙事務
に携わる都道府県及び市区町村の吏員
に支給する超過勤務手当額を、この改
訂給与基準額に即するよう改訂する必

要がありましたので、この法律の一部を改正する法律案を第十五国会に提案いたしていたのでありますが、衆議院が解散せられましたために、審議未了に終つたのであります。しかしながら、当時参議院議員の通常選挙はすでに予定されており、加うるに衆議院の解散により衆議院議員の総選挙をも執行することに相なりましたので、これらの選挙を円滑に管理執行するために、その執行経費につきまして、至急法律の一部を改正し、公務員の改訂給与額に基く超過勤務手当を支給することとは当然であると考えまして、これに関する法律案を参議院の緊急集会に提案いたしましたのであります。緊急集会においては異議なく可決され、三月二十四日に法律第二十二号として公布せられたのであります。

本法が参議院の緊急集会に提案され、かつ議決せられました事情は右の通りでありますので、何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御同意あらんことを切望する次第であります。

○尾崎委員長　次は、国立学校設置法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第二十五号）につき日本国憲法第五十四条第三項の規定に基く同意を求めめるの件について政府の説明を求めます。文部大臣大達茂雄君。

国立学校設置法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第二十五号）につき日本国憲法第五十四条第三項の規定に基く同意を求めらるる件

日本国憲法第五十四条第二項但書の参議院の緊急集会において議決された国立学校設置法の一部を改正する法律につき、同条第三項の規定に基く衆議院の同意を求める。

国立学校設置法の一部を改正する法律

国立学校設置法（昭和二十四年法律第一百五十号）の一部を次のように改正する。

第三条の二を第三条の三とし、第三条の次に次の一条を加える。

選挙人の数	三万人未満	三万人以上 五万人未満	五万人以上 十万人未満	十万人以上 十五万人未満	十五万人以上
金額	一、三八〇円	二、三〇〇円	四、六〇〇円	六、九〇〇円	六、九〇〇円

六町村

選挙人の数	一千人未満	一千人以上 二千人未満	二千人以上 三千人未満	三千人以上 五千一人未満	五千一人以上 一万人未満	一万人以上 二万人未満	二万人以上
金額	一円	一円	一円	七、七二円	一、一五八円	一、一五八円	一、一五八円

第十七条第二項中「二十八万一千三百四十三円」を「二十八万四千八百八十九円」に改め、同条第三項中「二七、一九五」を「三三、一六〇」に、「一六、五七六」を「一九、八四五」に、「二三三、七〇六」を「二八、〇二七」に、「二四、四四八」を「一七、二九四」に改める。

附則
この法律は、公布の日から施行する。

この法律は、公布の日から施行する。

第三條の二 左に掲げる国立大学

に、大学院を置く。

北海道大学

東北大学

東京大学

東京教育大学

東京工業大学

一橋大学

名古屋大学

京都大学

大阪大学

神戸大学

玄島大學

九州大学

大井大学
前員の国立大学の

前項の国立大学の

研究科の名称及び課

定める。

別表第一を次のよう

別表第一

国立大学

の名称	る事
七母直	一

北海道大学

北海道学芸大 学	七〇四人
室蘭工業大学	一五六人
小樽商科大学	一〇七人
帯広畜産大学	一四六人
弘前大学	八九四人
岩手大学	五七八人
東北大学	三、八四六人
秋田大学	四七八人
山形大学	六〇五人
福島大学	四一八人
茨城大学	六九三人
宇都宮大学	四四一人
群馬大学	九六三人
埼玉大学	三四二人
千葉大学	一、五二一人
東京大学	五、六八五人
東京医科歯科 大学	一、〇四七人

東京外国語大	一八八
東京学芸大	九〇四
東京農工大	二九八
東京芸術大	二八八
東京教育大	一、三三七
東京工業大	九六〇
お茶の水女子大	三二二
電気通信大	一四五
一橋大	三二四
東京水産大	二九六
横浜国立大	六一三
新潟大	一、四五一
富山大	四七六
金沢大	一、五九四
福井大	三六〇
山梨大	三九五
信州大	一、三三三
岐阜大	五四六
商船大	二四〇
静岡大	七七六
名古屋大	一、九八一
愛知学芸大	五五九
名古屋工業大	二五三
三重大	四五一
滋賀大	二九五
京大	三、三〇二

京都学芸大	三一九
京都工芸繊維大	三三八
大阪大	二、六一七
大阪外国語大	一〇一
大阪学芸大	六四八
神戸大	九九五
神戸商船大	一〇一
奈良学芸大	二五一
奈良女子大	二二一
和歌山大	三〇八
鳥取大	八五一
島根大	三三六
岡山大	一、三八一
広島大	一、三三九
山口大	六八二
徳島大	九二三
香川大	三五七
愛媛大	五三五
高知大	三六五
福岡学芸大	四七六
九州大	二、八一三
九州工業大	二二七
佐賀大	三二四
長崎大	一、一四三
熊本大	一、三八三
大分大	三四四

宮崎大	四六六
鹿児島大	八〇〇

附則

1 この法律は、昭和二十八年四月一日から施行する。

2 行政機関職員定員法（昭和二十四年法律第二百六十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表文部省の項の定員の欄中「六二、六二二」を「六三、一四八」に、「六三、〇七二」を「六三、五九八」に、同表同項の備考の欄中「六一、〇二一」を「六一、五四八」に、同表合計の項の定員の欄中「六八九、〇五四」を「六八九、五八一」に改める。

○大連国務大臣 たいいま議題となりました国立学校設置法の一部を改正する法律につき日本国憲法第五十四条第三項の規定に基く同意を求めるの件につきまして、その提案理由を御説明申し上げます。

国立大学における昭和二十七年年度以前に設置された学部学科等の学年進行に基く年次計画による職員定員の増加及び新制大学への切りかえの年次計画による大学院の開設のための必要な措置として、参議院の緊急集会において国立学校設置法の一部を改正する法律が議決されました。従つてこの法律につき日本国憲法第五十四条第三項の規定により衆議院の同意を得るために、この案件を本特別国会に提出した次第であります。

この法律の内容は、さきの第十五国会に政府から提出した国立学校設置法

の一部を改正する法律案のうち、本年四月一日以降当然に進学して来る学生に対する教育を支障なく遂行するため、昭和二十八年四月一日からぜひとも施行を必要とする部分の規定を取出したものであります。

この法律施行の結果、今日国立大学において、前年度の職員定員に比して五百二十七名の増員となり、また北海道大学外十一の国立大学に大学院が開設され、すでに教育が開始されております。

この案件の提出の理由及び内容の概要は以上の通りでありますので、どうかすみやかに御同意くださるようお願い申し上げます。

○尾崎委員長 次は、不正競争防止法の二部を改正する法律（昭和二十八年法律第二十六号）につき日本国憲法第五十四条第三項の規定に基く同意を求めるの件について政府の説明を求めます。通商産業大臣岡野清豪君。

不正競争防止法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第二十六号）につき日本国憲法第五十四条第三項の規定に基く同意を求めるの件

日本国憲法第五十四条第二項但書の参議院の緊急集会において議決された不正競争防止法の一部を改正する法律につき、同条第三項の規定に基く衆議院の同意を求める。

不正競争防止法の一部を改正する法律

不正競争防止法（昭和九年法律第十四号）の一部を次のように改正する。

第一条第三号及び第四号中「商品

若ハ其ノ広告ニ」の下に「若ハ公衆ノ知り得べき方法ヲ以テ取引上ノ書類若ハ通信ニ」を加える。

第二条第一項第一号中「商品ノ普通名称」の下に「（以下）ラ以テ生産セラレタル物ノ原産地ノ地方的名称ニシテ普通名称ト為リタルモノヲ除ク」を加える。

附則

この法律は、千九百十一年六月二日にワシントンで、千九百二十五年十一月六日にヘーグで、及び千九百三十四年六月二日にロンドンで修正された貨物の原産地虚偽表示の防止に関する千八百九十一年四月十四日のマドリッド協定への加入の効力発生の日から施行する。

○岡野国務大臣 不正競争防止法の一部を改正する法律につき日本国憲法第五十四条第三項の規定に基く同意を求めるの件について提案の理由を御説明申し上げます。

先般発効いたしましたわが国と連合国との間の平和条約に付属してあります宣言によりますと、わが国は、平和条約の最初の効力発生の後一年以内、すなわち本年四月二十八日まで、いわゆる貨物の原産地の虚偽表示の防止に関するマドリッド協定に加入することになっており、すでにその手続をとつておりますが、この加入に伴い不正競争防止法の一部を緊急に改正する必要があるため、去る三月の参議院の緊急集会に提出し、その議決を得て、三月二十六日公布されたのであります。

そも／＼自由競争に立脚した経済の健全かつ公正な運営は、国際信用を高

第二類第一号 昭和二十八年度一般会計暫定予算につき同意を求めるの件外六件特別委員會議録第三号 昭和二十八年五月二十三日

まず第一に、法律そのものが失効するものとしたしまして、**国家公務員等**

なお、以上のほか、この法律には、その他若干の改正措置も含まれており

行期日を昭和二十八年四月一日とい
してありますが、これは、学年進行に
よつて文筆完及、下関係の学部、学科

学校、養学校もしくは養護学校の小学部もしくはは保育所の児童の給食用乾糧

二十八年三月三十一日までとなつていたのを、二月延長いたしましたして五月三十一日までとしたものであります。

第二の租税特別措置法第二十六條第一項は、航空機の燃料用ガソリンの揮発油税は、昭和二十八年三月三十一日まで製造場または保税地域から引取る揮発油については免除されてゐたものであります。この免除期限がこゝで切れますので、これを二月間延長して、五月三十一日まで引取る揮発油について免除することとしたものであります。

第三は、少年院法第二十一條であります。これは、改正前の少年院法第二十一條第一項によれば、本年の三月三十一日までの間に限り、少年院または拘留監の特に区別した場所を少年鑑別所に充てる、いわゆる代用少年鑑別所の制度が認められておりました。また、同条第二項によれば、本年三月三十一日までの間に限り、少年刑務所の特に区別した場所を特別少年院に充てる、いわゆる代用特別少年院の制度が認められていたものであります。現在なお少年鑑別所及び特別少年院の施設は十分ではありませんので、この特例措置をさらに二月間延長したものであります。

第四は、関税定率法の一部を改正する法律附則第五項であります。これは、こゝろやん、とうもろこし、大豆、重油、航空機等の輸入税は、本年三月三十一日までの輸入については免除され、ガソリン、建築用染料等につきましては軽減税率が適用されてゐたのであります。その免除または軽減の期間を五月三十一日まで二月間延長することとしたのであります。なお附則第六項の方は、産業用の機械類の

うち、新式または高性能でわが国では製作困難であり、かつ経済の自立達成に資する産業用のものの輸入税は、本年三月三十一日までの輸入については免除されておつたわけであり、これを五月三十一日までの輸出について免除することとしたものであります。

第五は、恩給法の特例に関する件の措置に関する法律第二條であります。これは、旧軍人軍属及びその遺族について恩給の停止を定めておりました恩給法の特例に関する件というポツダム勅令の法律としての効力が本年三月三十一日限り失効することを定めたものであつたのであります。これについては何らかの法的措置を必要としますので、とりあえずこれを五月三十一日まで二月間延長したものであります。

第六の国家行政組織法の一部を改正する法律附則第三項と第七の行政機関職員定員法の一部を改正する法律附則第六項は、ともに本条第二項の第二号に掲げられております厚生省設置法の一部を改正する法律の一部改正とも関連するものであります。引揚援護庁は、本年の三月三十一日までは厚生省の外局として置かれ、四月一日以降同省の内局たる引揚援護局となることとなつていたのであります。中共からの引揚げをも考へて、これをさらに二月間、すなわち五月三十一日まで外局のまま存置したことに伴うものであります。

第八は、保安庁職員給与法第二十八條の改正であります。改正前の規定によれば、昨年十月十五日から本年三月三十一日までに保安隊の二等保査として採用された者には、二年間勤務した後退職または死亡したときは、これに俸給の百分の退職手当を支給することになつており、またこれらの者及び昨年八月一日から本年三月三十一日まで警備隊の警査長以下の警備官として採用された者が、採用後二年以内に公務上死亡した場合は、勤続期間一月につき四日の割合で計算した日数分の俸給額に相当する退職手当を支給することになつていたのであります。保安庁の職員に関する退職手当の制度が別途制定されるまでの間の暫定措置として、この採用期間の終期をとりあえず五月三十一日まで二月間延長したものであります。

次に、第二條について御説明申し上げます。本条は、昭和二十一年度一般会計終戦処理の財源に充てるための借入金に関する法律、及び帝國鐵道會計又は通信事業特別會計における昭和二十一年度の経費支弁のための借入金等に関する法律に基き、借入れました借入金の償還期限は、昭和二十七年末となつていたのであります。この償還期限を六月一日まで延期する契約を結ぶことができるようにしたものであります。

第三條は、金管理法第二十条第一項に関するものであります。これは、金銀業者がその事業に必要なものであるとの証明を主務大臣から受けて輸入しました試験機、パイン油等につきましては、本年四月末までの間輸入税を免除することとなつていたのであります。この免除期間を五月末まで一月間延長したものであります。

第四條は、国家公務員等に対する退職手当に関するものであります。改正前の規定では本年三月三十一日限りその効力を失ふものとなつておつたのであります。これをさしあたり五月三十一日まで二月間延長したものであります。

第五條は、地方税法のうち、附加価値税並びに事業税及び特別所得税の制度に関するものであります。改正前の規定では、地方税につき何らの措置をいたしませんと、昭和二十八年年度から、これまで延期されておりました附加価値税の制度を実施しなければならぬこととなつていたのであります。が、昭和二十八年年度につきましては、従前通り附加価値税の実施にかえて、事業税及び特別所得税の制度をなお維持して行くことが必要であると考えましたので、このために地方税法中所要の改正を加えたものであります。

第六條は、外国人登録法に関するものであります。改正前の同法によれば、指紋捺捺に関する規定は、同法の施行の日から一年以内で政令で定める日から施行されることとなつておつたのであります。同法の施行されましたのは昨年の対日平和条約の発効の日でありましたから、この指紋捺捺の規定は本年四月二十八日までに施行しなければならぬこととなつていたのでございます。右施行期限を本年六月一日まで延長したものであります。

最後に、第七條は、所得税の臨時特例の措置を延長したものであります。すなわち、給与所得及び退職手当につきましては、昭和二十八年分所得税の臨時特例等に関する法律によりまして、本年一月から三月までの支給分は、政府が昭和二十八年分所得税について予定して置いた減税措置を繰り込んで軽減したところに従つて源泉徴収しておつたのであります。従つて今回の特別国会で所得税に関する改正措置が行われるまで、この特別措置をさらに二月間すなわち四月、五月分についても行うこととしたものであります。

最後に、附則の第一項はこの法律の施行期日及び地方税の改正規定の適用関係を定めたものであります。第二項は経過措置として必要な事項は政令で定めることを規定しております。

以上で各条の細目についての御説明を終ります。

○尾崎委員長 それでは午前中はこの程度といたし、午後正一時より再開し

て質疑に入ることとしたしまして、暫時休憩いたします。

午前十一時二十七分休憩

午後一時二十四分開議

○尾崎委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑に入ります。質疑は順次これを許します。中村三之丞君。

○中村(三)委員 本委員会に付託せられました暫定予算は、国会の解散によりまして、年度開始以前に不成立になつております。政府はその跡始末をしておられるようでありますが、これが国政、地方財政、国民生活の上に重大なる影響を来しておるのでありますから、総理大臣の所見をまず伺うことが順序であると思ひます。しかるに総理大臣は本日御出席ができませんというのでありますから、私が総理大臣に質問いたしたいことは明後日に保留いたしたいと思ひます。委員長におかれましては、この点御了承を願つておきます。

○尾崎委員長 了承いたしました。

○中村(三)委員 いわゆる暫定予算なるものは一定の期間でありますから、大体暫定予算ほどの程度にお出しになるのであります。

○小笠原國務大臣 四月及び五月の分として提出いたしました次第であります。

○中村(三)委員 四月、五月、おそろく六月、七月も出るのであると思ひますが、できるだけ早く本予算の編成にかからなければならぬのであります。この点、大蔵大臣はいかなる編成方針をもつて進まれんとするのでありますか。

○小笠原國務大臣 六月分につきま

ては近日提出いたしたい所存であります。

○中村(三)委員 そういたしますと、六月分をもつて暫定予算を打ち切り、本予算は七月ごろ提出せられるという見込みでありますか。われ／＼国民は本予算の成立を待つてゐるのであります。なぜならば、国民生活の安定が欠けてゐるからであります。この点政府は正しい見込みをもつて進まるときであります。大蔵大臣はどうお考えでありますか。

○小笠原國務大臣 六月半ばまでに一般予算を出したいと考えておりますが、審議の状況によりましては、七月分の暫定予算をまた出すことになるかと存じます。

○中村(三)委員 審議の状況ではあります。これは政府の誠意であります。政府は解散によつて——その解散のことはここでは論じませんが、解散によつて予算の施行が遅れておる。これは政府の責任である。従つて政府は、すみやかに本予算を編成し、暫定予算をその中に吸収して、一年間の予算を示して、国民の生活安定をはからなければならぬ。しかるに審議の状況とはどういふことでありますか。

○小笠原國務大臣 お話の通りであります。新内閣ができてから日が浅いので、まだ一般予算につきましても問題は、たゞいま申し上げた通り、六月半ばまでに提出したいと思つて全力を尽してゐる次第でございます。審議の状況という言葉は、あるいは少し語弊があつたかも知れませんが、しかし七月の見込みが立たないときには、七月の分を暫定的に出す、こゝういう意味でございます。

○中村(三)委員 私は言葉しりをとらえませんが、審議の状況と言われるから、私は申し上げる。政府は、できるだけ誠意をもつて、大蔵省の全力をあげてすみやかに提出します、こゝういふ態度に出られることが、私は、今日の政局において、政府の態度であるべきはずであると思つております。この点大蔵大臣はとくと御考慮せられるよう要求いたしておきます。

次に、暫定予算なるものは大体において義務的経費である。従つて、暫定予算は骨格予算であると言われておりますが、はたしてこの暫定予算は、どうあるかどうか。私のおそれるところは、暫定予算の名において、必要ならざることを政府がつけ加えておらないかといふことなのであります。

○小笠原國務大臣 現在の施政上の最小額度のものであつておるのでございまして、何ものもつけ加えておりません。

○中村(三)委員 それではあります。か、無謀な解散をするならば、国政及び国家の経緯が遅れて行くといふことなのであります。暫定予算は、参議院において緊急集會が認められておるのであります。衆議院はまた別の考慮をしなければならぬ。衆議院は衆議院で考えなければならぬ。そこで骨格予算であるといはしますならば、たとへば刑務所の経費のごときを、これを暫定予算が認められないといふ場合になります。どういふ方法をおとりになるのか。審議の模様によつて暫定予算はどうなるかわからぬ。同意を求められなければ、将来において効果を失ふのであります。これは予算編成上、ほかの言葉で申しますならば、予算決算制

度の上における相当な問題である。一応伺つておきます。

○小笠原國務大臣 国政運用上最小額度のものでありますから、またたたいまも御指摘のごとき刑務所等の問題はまさにそれでございまして、私どもは必ずこれが御承認を得られるものと信じております。

○中村(三)委員 この暫定予算は地方財政に及ぼす影響が多いのであります。現に地方交付金を待望してゐる。たとへば大都會の市会のごときは、一年分の予算を組んで、解散ということをやつてしまつたのでありますから、その計画を立てておる。しかるに解散によつて暫定予算の配分しか受けないという状態でありまして、この地方の交付金の暫定予算は別といたしまして、今後地方財政が動搖を来さないように、どういふふうにして行かれますか。

○小笠原國務大臣 地方交付金の問題は、一応四、五月の分については暫定的に処置いたしておりますので、その点についての最小額度の処置はいたしておりますから、十分とは申されませんが、支障なきものと見ております。

○中村(三)委員 私の言ひは、地方財政の確立のために、交付金にめどがある、こゝういふふうい言葉に示してあらなければ、地方の当局者は迷わざるを得ない。これが地方財政並びに地方経済に及ぼす影響は少くはないのであります。ゆゑに私はこの見込みをお尋ねしておる。方針をお尋ねしておる。大蔵大臣の考えをはつきりお示し願ひたい。こゝういふふうにするといふ

ことをおつしやらなければ、地方は不安でたまらないのであります。

○小笠原國務大臣 今の点は、実は本予算の問題でございますので、暫定予算としてはこの程度のもので考えております。

○中村(三)委員 本予算が出ることはわかりませんが、暫定予算は本予算の前提である。暫定予算はがては本予算に吸収せらるべきものである。ゆゑにこの際、暫定予算をお出しになつた際において、本予算でこうするといふことを、こゝに的確に仰せにならないければ、私は無意味ではないかと思ふ。

○小笠原國務大臣 本予算には諸般の政策を盛り込みますが、暫定予算は、さつき申し上げました通り、ほんとうに国政運用上最小額度のもので計上いたしました次第で、本予算の場合には十分その点を考慮することになつております。

○中村(三)委員 本予算の場合にそうなさるのはいけません。しかし暫定予算をお出しになつた以上は、本予算の場合についても考えてもらわなければ、ただ暫定予算は暫定予算だ、本予算はその場合だといふことは、われわれは暫定予算そのものを審議する上において考えなければなりません。暫定予算にはすでに本予算のその覚悟が現れていなければならぬ。これを私どもは大蔵大臣にただしておくのであります。これは本予算の場合じやない。今日から十分お考えを願つておくように私は要求しておきます。

それから冷害対策の経費をどこからとられるか。これがすみやかに行われなければ、全国の冷害地帯は非常に不安であります。農家経済は有意

味において危機に瀕するのです。これをどうなさるか。

○小笠原国務大臣 ただいまの点は災害対策の予備金というものを考えておりますから、その中で処理いたしたいと考えております。

○中村(三)委員 予備金の支出は、ここに災害対策予備金は相当計上されております。それから出すと言われるのであります。予備金は事後承諾が必要でございましょう。だから私は、冷霜害対策に関する経費は、暫定予算の追加で行けるのではないかと思う。それの方がここに於てわれわれは公明に審議ができる。予備金にせられる理由いかんということでありまして。

○河野(一)政府委員 冷霜害対策の経費につきましては、被害の状況、またこれに対する対策の程度につきまして目下調査中でございます。早急に支出を要する次第でございまして、その額等につきましては、決定に至らない場合におきまして、もし暫定予算の提出までに間に合わないようなことがございまして支障を生じますので、現在災害対策予備金というものを暫定予算に計上いたしておりますので、財政法上こういうような支出ができることになつておりますから、そういう処置をとることを適當と考へております。

○中村(三)委員 そうしますと、暫定予算の追加に加えるという考へはないということですか。

○河野(一)政府委員 四、五月分の暫定予算に災害対策予備金が十億ございまして、これをもつて早急に処理したいと考へております。

○中村(三)委員 それではその金額で十分であるというのでありますか。

○小笠原国務大臣 目下調査中であります。一応私も見ておるところでは、ただいまの範囲で足りる、かように信じております。しかし正確な数字は調査中であります。

○中村(三)委員 調査中ならすみやかに調査をせられるように、ただ調査中では逃げられては、ちと無責任ではないかと思ひます。

次に、私はこの暫定予算に伴う金融問題を一応伺ひたいと思います。配られた資料によりますと、揚超が百二十億あるというのですが、これはどういうところから来るのですか。

○河野(一)政府委員 私からお答えいたします。暫定予算の執行期間、つまり四、五月におきます国庫収支の状況は、四月におきましては百五十九億ばかりの散布超過になつております。これは、四月の間におきましては、前年度の予算の執行もございまして、散布超過が百五十九億ばかりあります。それから五月におきましては、二百七十九億の引揚げ超過になつております。従いまして、その両期間を通じては、二百二十億程度の引揚げ超過であります。但しこれにつきましては、一方国庫余裕金を七十億指定預金いたしましたので、実際の揚超は五十億ということになつております。

○中村(三)委員 指定預金が、暫定予算のために、日本の経済界に、ことに金融界に相当つらく当るのじやないか。こういう点も金融事情に影響を来すのじやないか。この国庫指定預金というものの預託については、すみやかにできるだけのことをせられる必要がある。そうしなければ、金融界は相当きゆうくつになるのではないか。これは単なる事務的な仕事じやない。大蔵大臣の金融政策の現われなんでありまして、新大臣からひとつお考えを伺つておきたい。

○小笠原国務大臣 金融の情勢に應じて適宜な処置をとりたいと考へております。

○中村(三)委員 金融界の情勢に應じておやりになるということは当然なことです。しかしながら問題は、どこに配分をせられるかということなんです。この預託というものは、むしろ中小金融機関にうんとやるということではない、中小商工業者の危機を救うことはできない。だから、どういふ点に重点を置いてあるかということ、新大臣に私は伺つておきたい。そうでなければ、これは政談演説にすぎません。議會の答弁にはならない。小笠原さん、もう少し具体的に、自分は通商大臣のときには中小金融に努力したから、大蔵大臣になつたら預託もうんとやるということをお話になつたらどうです。

○小笠原国務大臣 最近の預託について申し上げますと、七十億のうち四十億は中小金融にやつておるのであります。さらに三十億も大体中小金融にわたることになつておりました。仰せのごとくに中小企業の金融については十分考慮いたしておるつもりでございまして。

○中村(三)委員 それは当然の処置であります。私は、ただ単に金融情勢に應じてということでは、ちと承服しかねるので申し上げたわけでありまして、次は見返り資金でございまして、これはどういふふうになつておりますか。おそらく廃止になるのでございまして。

○河野(一)政府委員 見返り資金特別会計につきましては、成立予算におきましては産業投資会計に引継ぐことになつておりますが、これは不成立になりましたので、見返り資金は暫定期間中はしばらく残ることになつております。今後の問題につきましては、新しい政策と一緒に考へたいと思ひます。

○中村(三)委員 そうすると、議會の解散で法律の処置が不成立になつたから、見返り資金は一応留保しておくというのであります。これはちと便宜主義じやないですか。

○河野(一)政府委員 法律も生きておりますし、当然その特別会計は残るものであります。四、五月分の暫定予算におきましては、見返り資金から開発銀行に五十億、電源開発に二十五億の金を出すことになつております。

○中村(三)委員 どうも私はあまり便宜主義じやないかと思ひます。もう少し根本的に考へておかなければならぬ。暫定予算だから何事も暫定だというのではわからない。予算そのものはかまいません。こういう問題は、便宜主義ではいけない。

次に歳入の問題であります。この歳入につきましては、法律によるところの税金が、一体最近是非常な不況であります。徴税についてはどういふお見込みでありますか。

○渡辺政府委員 歳入につきましては、暫定予算として、四、五月分として租税及び印紙収入で千三百四億の見積りをつくつておりました。四月の実績は一応わかりましたが、それは三百十二億。四月分に入つて来ます金額は、御承知のように二十八年度の歳入になるのであります。その二十

八年四月に入つて来る歳入の中には、二十七年歳入になるものと二十八年歳入になるものと両方ございまして、従いまして四月分の金額が、ある程度例月より少いというのが通常の例だと思ひます。大体一応の見込みでございまして、千三百億と若干大きな開きがなくて済むのではないだろうかということを考へております。的確なところはわかりませんが、ただ二十七年度の現計は、現在のところ二百三十五億程度の自然増収が出るのではないかと、こういう数字になつております。

○中村(三)委員 その数字の見込みにつきましては、主税局長の統計を今拝聴いたしましたのであります。税金の収入につきましては、中小業者の申告の税金と源泉の税金と二つにわけて考へてみなければならぬと思ひますが、最近はどういふ成績になつておるのであります。この点を伺つておきたい。

○渡辺政府委員 ただいま申し上げました四月分の歳入三百十二億の中で、源泉は百二十三億であります。申告は一億三千二百万円。納期のいろいろのずれでむしろ大部分が四月に入りまして、二十七年度の分が四月に入り、二十八年度というになりますために、二十八年度歳入になりますのは、二十六年以前からの滞納の分だけが二十八年度の歳入でございまして、金としましてはもう少し入つて来ますが、大部分は二十七年度の歳入になります。ために、二十八年度の歳入としては今のようないくつかの数字になるということ、御了承願ひたい。なお、二十七年度の歳入予算が源泉所得税の分が千七百六十一億、それに対して四月末の現計が千八百六十七億であります。申告の

方は、予算は八百三十九億、これに対して四月末現計が八百三十億、こういう数字になっております。

○中村(三)委員 俸給者の源泉徴収はしばらくおきまして、中小業者の申告につきましては、徴税当局は相当苛酷ではないかというふうに思ひ、またそういう声が強いのであります。去年の三割増しである、あるいは五割増しである、こういう一種の強制割増の強行をしておられるのであります。一体主税当局はそういうことを管下の税務署に伝えられておられるのですか。こういうふうに調べもせずして、ただ単に去年の何割増しという税金の強制割増が、今日の中小業者の怨嗟的になつておる。この点を徴税当局はどういうふうに考へておられるか。

○渡辺政府委員 国税庁のやつておる仕事であります。私からお話申し上げられることですから、お話し上げます。今お話のような、前年に比べまして何割増しといったような、いわば一種の強制割増というものは、徴税当局としては全然やつておりません。一応できるだけの調査をしまして、そしてその実績に基づき申告を出していただくことにしておりますが、多数の中には帳簿の不備な方がありまして、従いましめる程度、同じような程度の方から類推しまして一応の金額を出す、こういうたようなことはやむを得ずやつておりますが、今お話のように、何でも一律に何割増し、こういうようなことは絶対にやつていないつもりでございます。

○中村(三)委員 それでは国税庁の当局者はおられますね。現にやつておるのです。主税局はそういうふうにお逃げになるかもしれないが、現に去る三月十六日の確定申告にあつてはさうにあるのです。よく調べ願ひたい。そういう強制割増をして、ただ単に上から下に押しつけるという、この点は私も本予算のときに論議をしますが、暫定予算には歳入に、税金が盛つてありますから、私はこれをまづこの際お伺ひしてお。国税庁当局からお答え願ひたい。

○渡辺政府委員 私は、先ほども申しましたように、そういう意味のことはやつておらぬということを確信しておりますが、今国税庁の当局者がおりませんから、至急に呼びますなり何なりして、はつきりしたことを申し上げることにいたします。

○中村(三)委員 大蔵省証券を御発行になるようであります。これは暫定予算と載つておる。いざれ本予算において載るのであります。いざれこの消化はどういうふうになつておられるか。

○河野(一)政府委員 四、五月分の暫定予算におきましては、大蔵省証券百億を一応予定してあるのでございますが、これはただいままで発行はございません。

○中村(三)委員 全体として本予算には相当載るのでございませうね。

○河野(一)政府委員 本予算を編成の上で、その収支の状況、各月における収支の状況を見た上で、その関係は決定せられるであらうと思ひます。

○中村(三)委員 この剰余金の状態です。国庫剰余金を財源にしておられるやうであります。この状況を説明願ひたい。

○河野(一)政府委員 国庫剰余金につ

きましては、不成立予算に予定いたしました国庫剰余金四百五十五億四は、昭和二十六年度の剰余金でございませう。昭和二十七年年度の剰余金につきましては、目下出納整理期間中であらう。確定した計数はまだ出ておらないのでございまして、二百億以上はあるのではないかと、二百億に思ひますが、まだ計数的に確定いたしておりません。

○中村(三)委員 これは確定はなかなかむづかしいでしょう。そこで私の進んで聞きたいことは、よく自然増収ということを言つておられますが、一体最近自然増収は減つておるのでございませうか。自然増収と言ふものの、自然に増加したのじやない。予算と決算との差ではないのですか。どうもここに私は徴税方法に相当苛酷なことができておるのではないかと。そしてそれを自然増収と称して発表しておられるのではないかと。最近の自然増収の傾向をひとつ示してもらひたい。

○渡辺政府委員 二十六年度における予算と決算との差と申しますか、予算に対して実績が上まわりました数字は、たしか四百五十億くらいだと記憶しております。二十七年年度の分につきましてはまだ最終の決算はできませんが、四月末の現計におきましては二百三十五億、この数字は五月に多少少んだ数値の金額が会計経理の関係から入つて来ると思ひますが、そう多く違つておると思ひます。従ひまして、その額は前年と比べますとはるかに少い。同時に申告所得税につきましては、先ほど申しましたように予算は八百三十九億と一応組んでございませうが、四月末の現在におきましては八百

三十億で、九億ほど一応予算を下まわるといふことであります。

○中村(三)委員 最近の財界は特需問題の先行き不安によつて相当動揺をいたしておる。私は大蔵当局が自然増収をよけい出すとか、あるいはいつじつを合すために、法人税とか個人の所得税などに相当無理なやり方をやつておるのではないかと、これを私はおそれるのであります。従つて、ここに減税論のいろいろ問題も出て来るのであります。最近の会社に対する課税、個人に対する所得税の収入、こういうふうな状況をこの際承つておくことが、本予算審議における一つの資料になると思ひますので、重ねてお伺ひをいたします。

○渡辺政府委員 どういうことを申し上げると御納得をいただけるかよくわかりませんから、一応申し上げまして、さらにつけ加へることにいたします。一応一つの指標になると思ひます。は、先ほど申しました二百三十五億の、いわば自然増収、これの内訳でございますが、この源泉所得税の分が百六億の増になります。それから申告所得税の方はいろいろお話しがございませうが、予算に対しては九億三千九百万円減でございませう。所得税全体といつたしまして九十六億の増になります。法人税は予算に対して二十三億の減になつております。

あとこまかい計数がございませうが、大きなものとしてあげて参ります。と、富裕税で十億、再評価税で三十五億、酒税で十三億、砂糖消費税で十九億、揮発油税で十五億、関税で四十一億、そういうたようなものがおのまづ自然増収の数字でございませう。

○中村(三)委員 次に、継続費はどういうふうに暫定予算でお取扱いになつておりますか。

○河野(一)政府委員 継続費につきましては本年度の年割がございませう。で、四、五月分におきましてその年割額の大體四分の一程度と見ております。

○中村(三)委員 そうしますと、継続費はわれ／＼が二回認める、議決するということになるのでございませうか。

○河野(一)政府委員 これは法律論としていろいろあるかと存じますが、従来の旧憲法時代の予算におきまして、すでに議決を経た継続費も便宜一緒にして御協賛を求めておりましたし、また皇室費につきましては、議決を要しないものも一緒にしてやつておるというところで、現在の制度におきましても、便宜、議決を経たものも一緒に予算の中に全貌を表現してやつておる、こういうことであります。

○中村(三)委員 継続費の暫定予算に対する盛り方、次に出て来る本予算に対する盛り方でございませうが、継続費の中には季節あるいは資材に關係するものがあるのではないかと、議會解散に伴う暫定予算の提出によつて、事業に相当支障を来すものがあるのではないかとと思ひます。これは地方の一つの不安心になつておる。こういうことについて大蔵当局はどういうふうになつておられるか。

○河野(一)政府委員 暫定予算は國政運用の最小限度の経費を盛つたものでございまして、もちろん後におきまして本予算に吸収せらるべきものでございませうが、今回の場合で申しますれば、不成立予算について、当初これは

当然通るであろうという前提のもとに、
 いろいろ計画をせられたところにおき
 ましては、あるいはそういうことがあ
 るかも知れませんが、少くとも国政運
 用の最小限度の経費であります以上、
 この暫定予算で国政の運営に支障のあ
 るというようなことは、私は考えられ
 ないと考えております。もちろん全体
 的な計画のもとにおいて国政の運用を
 見ることは適当ではございますが、暫
 定の期間として私はやむを得ないと
 考えております。

○中村(三)委員 私は、暫定予算とい
 うものは、大体一箇月ないし二箇月の
 月別予算ではないかと思ひます。今度
 は二箇月分を一括せられる、こういう
 のでございませう。そこで暫定予算とい
 うものは、今局長の言われたようにそ
 う楽観はできないのじやないか。この
 点はよほど慎重に考えてもらひませ
 んと、一つのエア・ポケットが日本の予
 算の上に生じておる。なるほど骨格予
 算である、あるいはまた最小限の義務
 的経費を載せたと言われるのでありま
 すが、継続費になりますと、この点
 は少く考えていただかなければなら
 ないのではないか。そこをお考えにな
 らない、そういう支障を来して来る
 のではないか。単に義務的経費を載せ
 た最小限度のものという言葉で逃げら
 れることは、私は妥当でないと思ひま
 す。同時にまた、最初に申しましたこ
 とく、暫定予算の中に抜けがけ的な経
 費を計上せられることも、われ／＼は
 警戒をしなければならぬ。この点の取
 捨選択、適正な処置というものは、相
 当むづかしいのではないかと思ひので
 ありますが、技術的な点を私はお伺い
 をいたしておきます。

○河野(一)政府委員 この問題につき
 ましては先日申し上げたのでございま
 すが、たとえば公共事業のようなもの
 につきましても、前年度予算あるいは
 不成立予算のいずれか少ない方を考え
 る。かつまた新規は一切入れないとい
 うような建前で考えまして、そのよう
 な経費の盛り方をいたしておるのであ
 ります。しかし継続費につきましては
 は、これはすでに国会の御議決をいた
 だきました予算でありますので、その
 年割が前年よりふえておるものにつ
 しましては、そのふえた年割で大体四、
 五月份において工事が実施せられるで
 あろう四分の一程度のものを盛る、こ
 ういう考えでございませう。

○中村(三)委員 私は、総理大臣に対
 する質問は保留いたしまして、暫定予
 算に対する私の質疑はこれでとどめて
 おきます。

○尾崎委員長 成田知巳君。

○成田委員 今回参議院の緊急集会で
 暫定予算が審議されたことは、新憲法
 下最初のテスト・ケースであり、参議
 院における審議の過程におきまして
 も、いろいろ問題点が発生して、それ
 が未解決のまま相当残されておると思
 います。この際そういう点について政
 府の所見をただしてみたいと思ひま
 す。

まず暫定予算の性格について、どう
 いうものが暫定予算であるか。財政法
 三十条には「内閣は、必要に応じて、
 一會計年度のうちの一定期間に係る暫
 定予算を作成し、これを国会に提出す
 ることができる。」と規定してありま
 して、その二項には、「暫定予算は、
 当該年度の予算が成立したときは、失
 効するものとし、暫定予算に基く支出

又はこれに基く債務の負担があるとき
 は、これを当該年度の予算に基いてな
 したものとみなす。」と規定してあ
 る。先ほどの中村委員に対する御答弁
 に、暫定予算というものは国政運用の
 最小限度のものであるというところ
 がつたのですが、この三十条の解釈から
 行きますと、「内閣は、必要に応じて、
 一會計年度のうちの一定期間に係る暫
 定予算を作成し、これを国会に提出す
 ることができる。」とあるだけでありま
 して、国政運用の最小限度という解釈は
 出て来ないように思ひますが、これに
 ついて御答弁を願ひたい。

○河野(一)政府委員 これは暫定予算
 の性格論と申しますか、当然のこと
 であらうと考えておるわけでありま
 す。国政というものは予算なくして一日も
 運営はできないのでありまして、予算
 不成立によつて予算がない場合におい
 ては、国政の運営ができない。これを
 可能ならしめるために、ほんとうの予
 算にかかわるべき一定期間の暫定予算と
 いうものが考えられる。しかしこの暫
 定予算というものは、国全体の政策に
 影響を及ぼすようなものであつては適
 当でない、従つて、当国が生活
 のためにどんな場合でも必要である
 という最小限度のものを計上して
 従つて本予算にこれが吸収せられても
 何ら支障がない、こういうものだけ
 選ぶべきものであると考えておりま
 す。

○成田委員 三十条の解釈からして
 は、どうしてもそういう解釈はできな
 いと思ひます。そこで私がお尋ねし
 たいのは、参議院の緊急集会における
 暫定予算は、これは参議院の緊急集会
 の性格あるいは予算の性格上、国政運
 用の最小限度というわくが入つて来る
 ように思ひますが、今度参議院におい
 ても暫定予算を審議することになつ
 た。参議院の緊急集会の場合の暫定予
 算と、衆議院に付議されて参議院に回
 付され、憲法に定めてあるところの正
 式の国会の議決を経るところの暫定予
 算とは、性格がおのづから異なつて来
 るのではないか。政府の国政運用の最
 小限度というものは、緊急集会の場合
 に限つての解釈ではないかと思ひので
 すが、その点御明確に願ひたい。

○佐藤(通)政府委員 私からお答え申
 し上げます。御指摘の通り財政法に条
 文がございしますが、お説になつた通
 りに、暫定予算の定義というものは全
 然ありません。従ひまして、その性格
 というものは、立法の趣旨から考へて
 みなければならぬことと思ひのであ
 ります。立法の趣旨から申しますと、
 これは本予算のできないときの応急措
 置であるということ、はつきり申し
 上げ得ると思ひわけでありませう。そ
 うしますと、おのづからその応急措置
 というところから、わくというものが
 想定せられるのであつて、先ほど主計
 局長が申し上げましたように、国の生
 活を維持するに必要な限度のものは、
 おのづから必要とされておるという意
 味に考えられるわけでありませう。今
 参議院の緊急集会の場合、今度国会が
 成立したときに申すのは性質が違ふ
 のじやないかという御質問は、私非常
 に敬服して伺つたわけでございます
 が、暫定予算そのものの根拠の条文は
 今度財政法一つしかございませぬ。
 それの場合によつてその実態が大きく
 かわつて来るかは、私は申し上げ得な
 いと思ひます。ただ政治的の気持から

お考えになれば、今のようなことは
 つきり違ふので、緊急集会は参議院だ
 けでやつてしまふ、しかもその提案者
 は解散後における政府であるというよ
 うな意味で、生成のニュアンスは私は
 若干違いがあると思ひますが、これは
 ニュアンスの違いではなくて、暫定予
 算とは何ぞやということから申し上げ
 れば、その間に大きな違いがないと申
 し上げるのが正しいんじやないかとい
 うふうに思つておる次第であります。

○成田委員 ただいまの法制局長官の
 御答弁では、緊急集会の場合も、今回
 出される正式の暫定予算の場合も、多
 少のニュアンスはあるかも知れない
 けれども、違わないだらうという、ま
 ことにニュアンスのある御答弁があつ
 たのであります。そこで大蔵大臣にお
 尋ねしたいのですが、ただいま中村委
 員の質問に対して、六月暫定予算をお
 出しになるということですが、この六
 月の暫定予算は国政運用の最小限度の
 もので、四月、五月の暫定予算と性格
 的に何ら異ならないかどうか承りた
 い。

○小笠原國務大臣 まだ本予算の全貌
 が明らかでございませぬので、それに
 支障を及ぼすようなことはできません
 ので、六月份については最小限度のも
 のをお出しすると思ひます。

○成田委員 そういたしますと、四
 月、五月の暫定予算と性格的にはかわ
 らないと思ひますが、七
 月の暫定予算を出すか出さないかとい
 う先ほどの質問に対して、本予算は六
 月の半ばには提出される、しかしなが
 ら七月の暫定予算を出すか出さないか
 は審議の模様によると言つて、中村委

員は、参議院の緊急集会における
 暫定予算は、これは参議院の緊急集会
 の性格あるいは予算の性格上、国政運
 用の最小限度というわくが入つて来る
 ように思ひますが、今度参議院におい
 ても暫定予算を審議することになつ
 た。参議院の緊急集会の場合の暫定予
 算と、衆議院に付議されて参議院に回
 付され、憲法に定めてあるところの正
 式の国会の議決を経るところの暫定予
 算とは、性格がおのづから異なつて来
 るのではないか。政府の国政運用の最
 小限度というものは、緊急集会の場合
 に限つての解釈ではないかと思ひので
 すが、その点御明確に願ひたい。

員からおしかりがあつたわけですが、常識的に考えまして、六月の半ばに本予算案を政府が提出した場合に、これが衆議院、参議院を通過して成立するのは、七月の半ば以降にならないければならぬと思ひます。そういった事、事実問題として七月においても暫定予算、そして早くとも八月から本予算になると解釈しなければいけないと思ひますが、大蔵大臣はどういう御方針であるか承りたい。

○河野(一)政府委員 これは非常にむずかしいことですが、一応私から申し上げます。おつしやるような場合におきましては、すでに本予算案ができて、その際七月分の暫定予算ができてきたら出すのだから、新規のものを入れてもさしつかえないのではないかと、いろいろお考えは一応ごつともであると思ひますが、私どもの事務的な考え方から申しますと、暫定予算はもろろん本予算より先に成立するということがらいたしますと、それによつて本予算の議決を強制する、つまり新規の政策によるものを入れて、その暫定予算をきめることによつて、本予算のその分に関する分をきめるといふようなことを国会に要請申し上げることはいいかかといふふうな考え方を持っております。

くとも審議に一箇月がかかるのです。そうすると本予算が成立するのは七月の半ばになりますから、どうしても七月から本予算を実施することはできないと思ひます。八月から本予算になると考えるのが至当であると思ひます。そこで大蔵大臣はどういう御方針であるか承りたい。

○小笠原國務大臣 今成田さんの言われたようなことではあります、七月については暫定予算を出さざるを得ないといふふうな考えております。

○成田委員 それでだん／＼はつきりして参りましたが、そうすると六月も暫定予算、七月も暫定予算、八月から本予算になる、こういう御方針と解釈してよろしうございませうか。

○小笠原國務大臣 大体さうになると思ひます。

○成田委員 そこで先ほどの暫定予算の性格の問題に入るのでありますが、世上新聞報道なんかを見ますと、七月暫定予算については相当政策的なものが入るのではないか、という一部報道もあるわけでありまして、もし四月、五月、六月、七月が暫定予算だといふましたならば、会計年度の三分の一は暫定予算です。政府の政策というものは三分の一実施できないことになる。そこで六月ごろから徐々に七月までには、相当政府の政策の入つた暫定予算が出るのではないかといふのが一般の観測だと思ひます。この七月分についても、先ほど主計局長なり法制局長官が言われたように、純事務的な国政運用の最小限の予算を出しになる方針であるかどうか承りたいのです。

○小笠原國務大臣 お話のように、七月分につきましては、これは純事務的な

なものを提出するという以外にないと思ひます。

○成田委員 そういたしますと、四月、五月、六月、七月、会計年度の三分の一が純事務的なものでありまして、政府の政策というものは全然加味されない予算になるわけでありまして、そこで、当然八月から実施されまして、この本予算に対して、会計年度の三分の一は政策という意味からいって空白であつたといふことになつて、本予算編成の前提条件が相当二十七年度と

はかかつて来ると思ひます。内外の情勢もありまして、予算編成の技術からいつてもかわつて来なければい

かぬ。たとえば、本予算案では減税国債三百億、国鉄、電電公社の社債二百二十億を發行することになつてお

りましたが、会計年度の三分の一が無効に過ぎたのでは、とてもその成果は上らない。そこで大蔵省の内部でも、減税国債なり電電公社、国鉄の社債發行を中止するといふ意見もあるし、あるいはまた自由党の意見も代表して、あるくまでもやるのだ、さらにまた改進黨との妥協で別の意味の公債も考えよう、こういう意見もあるようでありま

す。これは当然四箇月の暫定予算が事務的なものである以上、この公債發行の問題について影響が来ることは明らかだと思ひます。そこで現在大蔵大臣とされては、この問題になつておる減税国債、電電公社、国鉄公社債の發行について、どういふお考えを持つておるかお尋ねしたいと思ひます。

○小笠原國務大臣 成田さんが言われたように、大体四箇月もたちますと、よほど収入状況も違ふと思ひます。従つて、これらについて本予算の編成に

ついては十分考慮する考えでおります。しかし、ただいまお話になりました公債その他の問題につきましては、まだ少し検討中でございまして、結論に達しておりませんので、結論に達し次第申し上げることにいたしたいと思ひます。

○成田委員 この四箇月の空白を経た場合に、収入その他について影響があるのは当然だと言われたのですが、これは税収の面がおもだと思ひます。たとえば砂糖消費税がだめになつた、有価証券移転税もだめになつた、こういう点で歳入の面で変化があるのは当然だと思ひます。私の御質問申し上げているのは發行公債の消化の問題ですが、予算年度の三分の一を空費して、そうしてあと三分の二でこの消化ができるかどうかといふその見通しの問題なんです。これは数字的に算術的にわかるかと思ひますが、御答弁願ひたいと思ひます。

○小笠原國務大臣 今お話のごとくに、減税国債等につきましては、主として法人その他の決算期等の関係がありまして、相当日にちがたつことは、消化の上において多少疑問があります。従ひましてどの程度かといふことについて目下検討中でございまして、その結果をまわした上で、きちつとした方針を確立したいと存じております。

○成田委員 消化について相当疑問がある、どの程度かはつきりしたところを見定めたいといふお話なんです、それといひますと、發行するといふ方針はかえない、ただ發行限度にある程度の変化、あるいは相当の変化がある、

こゝういふようなお考えでいらつしやる意味でありませうか。

○小笠原國務大臣 お答えいたしました。發行そのものにつきまして、十分検討いたしてみたいと考えております。

○成田委員 その次にお伺ひいたしたいのは、この暫定予算の性格の問題に關連いたしまして、参議院で、この暫定予算を修正または否決することができかどうかといふことが、相当論議になりました。最初政府は、修正も否決も許さぬといふような強硬な御態度をとつておられたようでありまして、だんだん追ひつられて、組みかえ要求といふような御答弁をなさつておつたと思ひますが、衆議院においては、もちろん憲法五十四条で否決することはできなくとも、参議院の緊急集会にその前提として、参議院の緊急集会において暫定予算を修正または否決できるものかどうか、これを承りたいと思ひます。

○佐藤(通)政府委員 ただいまお言葉にありましたように、参議院でも相当大きな問題でございまして。当時私は少し興奮し過ぎて強くお答えした傾向があります。参議院の集会の最後には後悔の念を申し上げて、実は問題そのものを振り返つてみると、これは国会の審議権そのものの問題でありまして、国会御自身でおきめになるべきことであり、横合いからわれ／＼が力み返つて申し上げたやうな形になつて、たいへん申訳なかつたといふやうな意味のことを申し上げたのであります。ただし、お尋ねでございまして、私の考えておりましたところを

申し上げますと、大体参議院の場合における審議の問題については、お言葉にちよつとありましたが、修正の問題は、これは最初からもちろん可能でございます。参議院で御修正になることは可能でございます。ただ否決が申し上げておきました。ただ否決が出たという事は、先ほど来お話をしておりますように、骨格予算であつて、本来国の生活が、これがなくては一日も続けられないという性格のものであるからして、こういうものが否決されて予算に空白ができるような事態が生ずることは、憲法自体も全然予想してないと思ひます。従つて否決されるといふことは考えられないといふお答えをしたことは事実でございます。

○成田委員 そこで、衆議院でこれを否決することができるといふことは当然なことだと思ひますが、いかがでございますでしょうか。

○佐藤(通)政府委員 これも実は政府側としての意見を申し上げても、これは拘束力のないことで、衆議院自身の権限、解釈においておきめることになることであつて、政府としては何とぞ御同意をお願いいたしますといふことを申し上げるべきじやないかと私は思ひます。

○成田委員 まあ政府の御希望としてはさうだと思ひますが、憲法五十四條によりますと「前項但書の緊急集会において採られた措置は、臨時のものであつて、次の国会開会の後十日以内に、衆議院の同意がない場合には、その効力を失ふ。」と書いてあります。十日以内に衆議院の同意がないという場合は、十日以内に同意も反対も議決

をされなかつたという場合と、また同意を得られなかつたという場合があると思ひます。この場合に、今回緊急集会で暫定予算を編成せられた、またそれを実施された責任——これは緒方副総理にお伺ひしたいと思ひます。

○成田委員 それでは答弁にならないので、政府の御希望はよくわかるので、ただ国会の立場で、憲法の条章に基いて、五十四條三項で、もし十日以内に衆議院の同意がない場合には、この暫定予算は効力を失ふことになるわけですが、この暫定予算が失効した場合には、その責任はどうするか、どうお負ひになるか、またどの内閣がお負ひになるか、こういうことを聞いていますので、政府の希望を私はお聞きしているのではないのです。

○緒方副総理 現行の憲法のもとにおきましては、政府としてはただお願ひする以外にやり方はないと考えます。

○成田委員 これは委員長もお聞きになつて、ひとつ委員長の立場で言つていただきたい。国会の責任とかいふ問題ではない。政府の御希望を私は聞いています。政府の御希望を私は聞いています。十日以内に衆議院の同意がない場合には、その効力を失ふと書いてあるのです。効力を失ふという事は失効することになるのです。その失効した場合に、どこに責任があるか、これを

○成田委員 先ほどお答え申し上げた以上にお答えのしようがないと思ひます。

○成田委員 憲法で明確に失効する場合を規定してあるのです。それゆゑに事態が発生した場合に、どういふ責任をおとりにするか、責任はどこにあるか、これをお伺ひしているのです。(「予算を通していただきたいと言つてはいるじやないか」と呼ぶ者あり)通してはいるといふ御答弁だけでは答弁にならない。もう少し明確に御答弁願ひたい。

○佐藤(通)政府委員 同じことを繰返すことになると思ひますが、暫定予算そのものの性格から申しまして、これがなければ国の生活はもちろん、国政の運営もできませんし、あるいは法律の執行そのものができなくなるといふ場面を生ずるわけでありまして、従ひましてこれが不成立になるといふことは想像もいたされませんし、政府としてはぜひこういうことにならないようにとお願ひする以外にないと存じます。

○成田委員 副総理の答弁も法制局長官の答弁も答弁になつていない。その問題は、後ほどお聞きしたいと思ひますが、遡及して失効するといふことを前提にお考えになるとさういふ問題も起ると思ひますが、不承認になつた場合、同意を得られなかつた場合に、将来にわたつて効力を失ふ、こういう場合もあると思ひます。遡及するかしないかといふ問題は、また別の観点から論議してみたいと思ひますが、一応将来において効力を失ふという場合があると思ひます。その際にもやはり責任の問題が起る。それをただ御承認を願ひたいという希望を言われるだけで、その責任の帰属がどこにあるか、いかなる責任をとられるかといふことについて御答弁がないといふこと

○成田委員 憲法で明確に失効する場合を規定してあるのです。それゆゑに事態が発生した場合に、どういふ責任をおとりにするか、責任はどこにあるか、これをお伺ひしているのです。(「予算を通していただきたいと言つてはいるじやないか」と呼ぶ者あり)通してはいるといふ御答弁だけでは答弁にならない。もう少し明確に御答弁願ひたい。

○佐藤(通)政府委員 同じことを繰返すことになると思ひますが、暫定予算そのものの性格から申しまして、これがなければ国の生活はもちろん、国政の運営もできませんし、あるいは法律の執行そのものができなくなるといふ場面を生ずるわけでありまして、従ひましてこれが不成立になるといふことは想像もいたされませんし、政府としてはぜひこういうことにならないようにとお願ひする以外にないと存じます。

○成田委員 副総理の答弁も法制局長官の答弁も答弁になつていない。その問題は、後ほどお聞きしたいと思ひますが、遡及して失効するといふことを前提にお考えになるとさういふ問題も起ると思ひますが、不承認になつた場合、同意を得られなかつた場合に、将来にわたつて効力を失ふ、こういう場合もあると思ひます。遡及するかしないかといふ問題は、また別の観点から論議してみたいと思ひますが、一応将来において効力を失ふという場合があると思ひます。その際にもやはり責任の問題が起る。それをただ御承認を願ひたいという希望を言われるだけで、その責任の帰属がどこにあるか、いかなる責任をとられるかといふことについて御答弁がないといふこと

○成田委員 憲法で明確に失効する場合を規定してあるのです。それゆゑに事態が発生した場合に、どういふ責任をおとりにするか、責任はどこにあるか、これをお伺ひしているのです。(「予算を通していただきたいと言つてはいるじやないか」と呼ぶ者あり)通してはいるといふ御答弁だけでは答弁にならない。もう少し明確に御答弁願ひたい。

○成田委員 憲法で明確に失効する場合を規定してあるのです。それゆゑに事態が発生した場合に、どういふ責任をおとりにするか、責任はどこにあるか、これをお伺ひしているのです。(「予算を通していただきたいと言つてはいるじやないか」と呼ぶ者あり)通してはいるといふ御答弁だけでは答弁にならない。もう少し明確に御答弁願ひたい。

○成田委員 憲法で明確に失効する場合を規定してあるのです。それゆゑに事態が発生した場合に、どういふ責任をおとりにするか、責任はどこにあるか、これをお伺ひしているのです。(「予算を通していただきたいと言つてはいるじやないか」と呼ぶ者あり)通してはいるといふ御答弁だけでは答弁にならない。もう少し明確に御答弁願ひたい。

○成田委員 憲法で明確に失効する場合を規定してあるのです。それゆゑに事態が発生した場合に、どういふ責任をおとりにするか、責任はどこにあるか、これをお伺ひしているのです。(「予算を通していただきたいと言つてはいるじやないか」と呼ぶ者あり)通してはいるといふ御答弁だけでは答弁にならない。もう少し明確に御答弁願ひたい。

○成田委員 憲法で明確に失効する場合を規定してあるのです。それゆゑに事態が発生した場合に、どういふ責任をおとりにするか、責任はどこにあるか、これをお伺ひしているのです。(「予算を通していただきたいと言つてはいるじやないか」と呼ぶ者あり)通してはいるといふ御答弁だけでは答弁にならない。もう少し明確に御答弁願ひたい。

○成田委員 憲法で明確に失効する場合を規定してあるのです。それゆゑに事態が発生した場合に、どういふ責任をおとりにするか、責任はどこにあるか、これをお伺ひしているのです。(「予算を通していただきたいと言つてはいるじやないか」と呼ぶ者あり)通してはいるといふ御答弁だけでは答弁にならない。もう少し明確に御答弁願ひたい。

○成田委員 憲法で明確に失効する場合を規定してあるのです。それゆゑに事態が発生した場合に、どういふ責任をおとりにするか、責任はどこにあるか、これをお伺ひしているのです。(「予算を通していただきたいと言つてはいるじやないか」と呼ぶ者あり)通してはいるといふ御答弁だけでは答弁にならない。もう少し明確に御答弁願ひたい。

○成田委員 憲法で明確に失効する場合を規定してあるのです。それゆゑに事態が発生した場合に、どういふ責任をおとりにするか、責任はどこにあるか、これをお伺ひしているのです。(「予算を通していただきたいと言つてはいるじやないか」と呼ぶ者あり)通してはいるといふ御答弁だけでは答弁にならない。もう少し明確に御答弁願ひたい。

○成田委員 憲法で明確に失効する場合を規定してあるのです。それゆゑに事態が発生した場合に、どういふ責任をおとりにするか、責任はどこにあるか、これをお伺ひしているのです。(「予算を通していただきたいと言つてはいるじやないか」と呼ぶ者あり)通してはいるといふ御答弁だけでは答弁にならない。もう少し明確に御答弁願ひたい。

○成田委員 憲法で明確に失効する場合を規定してあるのです。それゆゑに事態が発生した場合に、どういふ責任をおとりにするか、責任はどこにあるか、これをお伺ひしているのです。(「予算を通していただきたいと言つてはいるじやないか」と呼ぶ者あり)通してはいるといふ御答弁だけでは答弁にならない。もう少し明確に御答弁願ひたい。

○成田委員 憲法で明確に失効する場合を規定してあるのです。それゆゑに事態が発生した場合に、どういふ責任をおとりにするか、責任はどこにあるか、これをお伺ひしているのです。(「予算を通していただきたいと言つてはいるじやないか」と呼ぶ者あり)通してはいるといふ御答弁だけでは答弁にならない。もう少し明確に御答弁願ひたい。

○成田委員 憲法で明確に失効する場合を規定してあるのです。それゆゑに事態が発生した場合に、どういふ責任をおとりにするか、責任はどこにあるか、これをお伺ひしているのです。(「予算を通していただきたいと言つてはいるじやないか」と呼ぶ者あり)通してはいるといふ御答弁だけでは答弁にならない。もう少し明確に御答弁願ひたい。

○成田委員 憲法で明確に失効する場合を規定してあるのです。それゆゑに事態が発生した場合に、どういふ責任をおとりにするか、責任はどこにあるか、これをお伺ひしているのです。(「予算を通していただきたいと言つてはいるじやないか」と呼ぶ者あり)通してはいるといふ御答弁だけでは答弁にならない。もう少し明確に御答弁願ひたい。

○成田委員 憲法で明確に失効する場合を規定してあるのです。それゆゑに事態が発生した場合に、どういふ責任をおとりにするか、責任はどこにあるか、これをお伺ひしているのです。(「予算を通していただきたいと言つてはいるじやないか」と呼ぶ者あり)通してはいるといふ御答弁だけでは答弁にならない。もう少し明確に御答弁願ひたい。

ういう事態があり得ないということをむしろ前提にして、新憲法ができていというものを申し上げざるを得ないというふうに思うのであります。

○田中(總)委員 閣下連して。ただいま成田委員の質問に対して、十日以内に暫定予算の衆議院における同意が得られないために、五十四条に従つて失効した場合の責任は、これを提出した事務管理内閣としての第四次吉田内閣にあるのか、現在の第五次吉田内閣にあるのかという点が明確に答えられないという点になると、これはきわめて重大な問題だと思ふ。前年度の予算を踏襲することはやらないという新憲法の建前から見たら、暫定予算なるものが緊急集會に出せるかどうかということ自体が、これまで一つ大きな問題なんだ。きょうは総理がおりませんから、その点の質問はただいまの成田委員も、先ほどの改進黨の中村委員も、あさつてに譲つておるのだと思ふのですけれども、私は、その問題はむしろ先行してここで議論しなければならぬことになると思ふ。なぜならば、今度のそれは解散の問題にもやはり関連して来るのです。憲法の六十九条によつて不信任案が通過したから、この間の解散が行われたはずなんです、解散の詔書には、憲法七条によつて解散するということだけで、不信任案の通過によつて国会が解散したという点が明確になつておらない。この点についてもわれわれは緒方副総理から答えていたのだと思ふ。かりに政府が六十九条に基いて、不信任案が通過したから、総辭職の道を選ばずに解散を行おうとしたとしても、十日間という期間があるわけです。たゞ／＼予算が衆議院を通過いたしましたして參議院で審議中なんです。従つてこの十日間というものは、総辭職をするか国会の解散をやるかの政府の決定をするまでの間に、二十八年度の予算案の成立のために努力をする期間がその意味から与えられておるのです。それにもかかわらず、その努力をやらずに、暫定予算を国会に出して、その予算が、場合によつて衆議院の同意が得られない場合がこれであり得るのです。あり得るからこそ憲法第五十四条の規定があつて、その場合には将来に向つて効力を失ふということが規定されておるのであります。従つてその失効になつた場合の責任というのは、いずれの内閣が責任を負ふのか、事務管理内閣か、新たにできた現在の吉田内閣であるかという点については、これは当然答えられなければならない性質のものなんです。従つてこの点について、私が今申し上げた点と関連して、質問の趣旨はおわかりだろうと思ふますから、お答えを願ひます。

○佐藤(通)政府委員 だん／＼お話を承つておりますうちに、はつきりいたして参りました。私の筋道と考へておきますところを一応お答え申し上げておきます。今のお尋ねの中にいろいろ／＼な問題が入つておりましたが、一言に言いますと、解散の結果というふうになつたんじゃないかという問題がまず起つて来るわけだろうと思ひます。そうしますと、その解散の問題になると思ひます。この解散は、第四次吉田内閣が解散したことも事実であります。従ひまして第四次吉田内閣が解散の結果、暫定予算を緊急集會にかけて、今日また御同意をお願いする

ことになりましてその責任はどこにあるか、これは第四次吉田内閣の解散の措置に伴つたことであるから、第四次吉田内閣にあることはこれは明瞭だろうと思ひます。しかしそれに対する批判はいつ行われるかと申しますと、先ほど副総理からお答え申しましたように、解散の可否の問題を含めて、これは總選舉によつて主権者たる國民が直接に審判を下したということと、そこで大きなけじめがついたこととを考へるわけでありまして、そこで今度召集されました今度の国会——問題を簡單にいたしますために、たゞ／＼吉田茂氏が総理に指名されましたから混亂もいたしますけれども、違つた党派の方が指名されて、そうしてこの場合に臨んで今の同意を求めるといふような場合を御想像願ひれば、きわめてはつきりすると思ひます。その場合においては、やはり政府といたしましては、どの内閣がやつたにせよ、この暫定予算が不成立に終つて、予算の空白を生ずるといふことは、國民全般に對して、憲法の運営そのものに對してたいへんな障害を生ずることとてございまして、いかなる内閣といえどもこの際ぜひお願いするものが政府の責任である。従つて第五次吉田内閣といたしましては、この際ぜひお願いいたしまして責任であるといふふうに、筋道をたどればなることと思ひます。

○田中(總)委員 その点から見て、ただいまの法制局長官の答弁は、かりに今本委員会にかかつている暫定予算が、衆議院の同意を得られないで失効した場合の責任は、第五次吉田内閣、これは緒方副総理の先ほどの政治的な責任は現内閣にあるということと符節するわけですが、そういうふうにと受取つてよろしいのですか。

○佐藤(通)政府委員 その点については先ほど申し上げました通りであります。現内閣といたしましてはぜひお願いいたしますという一点に尽きることであると存じます。

○田中(總)委員 それではどうも法制局長官が長々と筋を追つて説明されたかんだんの点がぼけて来ていると思ひますが、しかしこの点については、いづれ総理が月曜日に出来来られるわけでありまして、私は総理に質問をしたい。ただ佐藤法制局長官のたゞいまの答弁の中で、国会の解散の當、不當の問題については、選舉を経た今日、それは國民が審判しておるのだからということ、法律的にも一切の問題が解消したかのごとき御答弁がありましたが、私はそれは大きな誤りであり、ろつと思ひます。この点はいずれ総理に月曜日に御尋ねをいたしますが、憲法六十九条によつて政府は今解散か終辭職かといふかの道をとるというところで、私は解散の措置に出たと思ひます。ところが、少くとも当日に三月の十八日でありましたか、解散の日に、内閣の助言と承認に基いて出ました解散の詔書には、憲法第六十九条の關係は出ておらないのであります。従つて實際は不信任案通過という具体的な事実によつて、六十九条に基いて政府は判断をせられたであらうところの問題について、その關係が明確になつておらないのです。従つて、現在の最高裁判所はこの種の憲法裁判は取上げないといふことで、きわめて変形的な司法制度ができておるのであります

けれども、この点に法律的には十分争いのある問題として残ると思ふのです。政治的には、あるいは法制局長官の言われたように、解散とあとの選舉によつて、その問題に對する國民の批判は終つておるといふことにはなるかもしれないが、私は、法律的な問題においては、十分争いのある問題が残つておると思ふ。この点はあさつて総理が出て来て、総理がそのいづれによつたかといふことを聞いてみなければ、われ／＼はまだ委員会における追及はできないわけでありまして、けれども、その点は、私は、法制局長官の、法律的な争いもあるつきり選舉によつてなくなつたかのごとき答弁は間違ひだと思ひますので、その点を押しておきたいと思ひます。

○佐藤(通)政府委員 政治的な面は、私から特にお答えすべき点とも思ひませんが、今のお尋ねの中に、七条と六十九条のことと非常によくいれいお尋ねがあつたと思ひますから、ちよつとその点をお答えさせていただきます。速記録に残しておきたいと思ひます。解散の原因は、六十九条の場合に限るかどうかという問題がございまして、ございましては、これは明らかに不信任決議によるこの解散でございますから、六十九条に當ることは問題がないのであります。しかるにもかかわらず、詔書には第七條という条文しか引かなかつたといふお尋ねですが、これはちよつとはつきりさせていたがたいたと思ひます。われ／＼の解釈は、今お話をいたしましたような議論もございまして、外に出る場合の根拠条文は、ど

を採りてみても第七條以外にはございせん。この前の第一回の新憲法の際における解散の場合におきましては、第七條と第六十九條を引きましたが、第七條だけは必ず引いておりました。従つて今回の場合も――前回もそうでありましたが、引用する場合には第七條だけを引用することにして、あと六十九條その他の解散の原因になる事項は、詔書の上に出す必要はないという趣旨でございまして、詔書そのものは間違ひがない。第七條だけを引けば十分であると考えております。

○河野(憲)委員 閣下質問をさせていただきます。私法制局長官が今御答弁なすつたことに満足することはできないのです。憲法第五十四條に、衆議院が解散されたときは、参議院で緊急集會を開く、こういうことになつておりますが、緊急必要のあるときというところが前提になつておる。この緊急必要のあるときという場合に、財政法第三十條に言うところの暫定予算という問題を前提として、憲法が規定したものがどうか。私はこの点が憲法上の大きな争ひだと思つたので、これをはつきりすることが、今言ふ解散権の問題についても、すべての政治問題に対する前提というものになりますから、これをわれ／＼は伺つてゐるのであつて、そのことを明確にしないで、ただ憲法のことでは責任が済んだものとか何とかいうような、そういうおぼろげの答弁は私はできないと思つたのです。この憲法第五十四條というものが、そういう暫定予算のごときものを含んでおるのかどうか。これが私は前提条件であると思ふ。その点を明確に答えていただきたい。

○佐藤(憲)政府委員 ただいまのお尋ねも重要な点であると思ひます。従ひまして、参議院におきましても御質疑がありました。私どもの考えておりますところを申し上げますと、御指摘の第五十四條第二項に、国に緊急の必要があるときは、緊急集會を求めることができる。第三項に「前項但書の緊急集會において採られた措置は」とあるのであります。そこで、緊急集會にかける案件というものの限界があるかどうかという問題が、御質疑の大きな要点だらうと思つております。もちろん緊急事態に對処する方法としては、旧憲法時代、御承知の通り第八條に緊急勅令、第七十條に財政処分もございまして、さらに先ほど指摘いたしました第七十一條に、予算不成立の場合には前年度の予算を政府が単独に施行できるといふ事項がございまして、新憲法におきましては、さうなことは全部やめてしまひまして、そして解散中といへども、参議院だけは国会の一翼として残つてゐるわけでありまして、その参議院に国会の代行をしていただくという趣旨で、この五十四條の規定ができたものと考えてゐるわけでありまして、従ひまして、ここにかけられるものにつきましては何ら列挙いたしておりません。この憲法の審議の際に、この条文でいう緊急集會にはどういふ案件がかけられるのかという質問がありました。当時金澤國務大臣は、国会の権限に属することは原則として全部かける、たとえば法律もこれでかけ得ます、また予算もここで審議せられ得る、さらに憲法改正のことまで言つておりますが、これは憲法は予想しておらぬといふことも言つております。少くとも法律、予算についてははつきりこの措置の中に含まれるという答弁をして、憲法は成立してゐるわけでありまして、また學者の本を見ましても、法律、予算については大体緊急集會で処理し得るのだという定説になつてゐるやうでありまして、暫定予算といへどもこれは一種の予算でございまして、その点については私は全然疑問がないと考えてゐるわけでありまして、

○山口(好)委員 今の問題に關連しまして、憲法第五十四條第三項に「衆議院の同意がない場合には、その効力を失ふ。」という規定がしてあります。もし同意がない場合の効力について、事はなほ重大である。この同意が得られなかつたならば、どういふ結果を招来するかといいことに、政府においても、与党の諸君も、さうな結果になることは断じて予想できない、必ず同意が得られるものだ、ぜひともこれは同意をしてもらうといふ方がないといふことを言うのであります。これが憲法として規定がある以上は、私は法制局長官に、その効力を失うといふことは、どういふ結果になるかといふことを伺ひたいのであります。

○佐藤(憲)政府委員 ただいままでの御答弁は、大体予算の問題に集中してお答えしたために、そも／＼予算がなくては国政は動きませんといふことを申し上げてゐるわけでありまして、今のお尋ねの点を広く考えますと、たとえば今度御提案申し上げておられますところの法律の關係やいろ／＼なものがあ

るわけでありまして。抽象的に申しますと、この中には効力を失ふことになつてもあるいはやむを得ない。政府としてはもちろん困りますけれども、客觀的に見ますと、あるいはやむを得ないものも觀念上はあり得ると思ひますから、そういう広い立場から申し上げれば、効力を失つてもやむを得ないという場面があり得る。しかし、先ほど来申し上げたように、予算關係はそういうことはとても想像もできないといふことであつて、そういうことを申し上げたのであります。

○成田委員 憲法六十九條と七條の解散権の問題については、これはあつて総理がおいでになつてから詳細に質問したと思つておりましたが、今の法制局長官の答弁で、今度の解散は六十九條による不信任決議を原因として七條で解散をやつた、証書には七條だけが書いてある、こういうわけですが、昨年八月の解散の場合は不信任決議がなかつた。第七條でやりなかつた、六十九條という原因はなかつたと思ひますが、政府の解散に關する見解がおわかりになつたのか。これを念のために聞いておきます。

○佐藤(憲)政府委員 これは事柄を二つに分けてお話しして、一つは解散の意思の發表形式の問題、それから、今のお言葉にもありましたように、解散原因の問題の二つに分けてお話ししなければならぬ。解散原因については六十九條の場合にのみ限られるか、その他の場合も行われるか、これは先ほどお話のようには飯説の問題であります。政府としてはもちろん六十九條の場合には限られなかつたと思ひますが、世

間には違つた説もある。これは解散原因の問題であります。ところがその解散を表示する形式の問題となつて参りますと、先ほどちよつと触れましたように、これはどうしても詔書の形でなければならぬ。どういふ原因の場合といへども詔書の形でなければならぬ。その詔書を出す根拠条文がどこにあるかと申しますと、これは七條以外にはないわけでありまして、そこで先ほど触れましたように、解散原因を一々その詔書にうたうといふ必要は、われ／＼としては今後ないであらうといふことであつて、詔書の直接の根拠条文を、七條をもつてあらゆる場合をカバーしてやつた方が、單純でよろしくはないだらうかといふことで、そういう形式をとりました。それを申し上げたわけであり

○成田委員 憲法五十四條の措置の内容容は予算も法律も含んでおられる、こゝういふ御答弁ですが、参議院においても同じような御趣旨を開陳しておられたと思つたのですが、この点について予算が措置に入つてゐるかどうかといふことは重大問題であります。少くとも政治的には、今度の緊急集會といふもので予算を審議したといふことについて、相当疑問があると思ひますが、これも総理がおいでになつてから質問いたしたいと思ひます。

今閣下質問に御答弁になつた効力を失ふという場合に、予算の場合は効力を失ふやうになつては困る、だからさういふことがないやうに希望する、その他の問題については効力を失ふ場合もあるだらう、こゝういふ御答弁があつたのですが、これは措置をやはり予算と法律というやうに解釈されておる結

果にないといふことを言うのであります。これが同意をしてもらうといふ方がないといふことを言うのであります。これが憲法として規定がある以上は、私は法制局長官に、その効力を失うといふことは、どういふ結果になるかといふことを伺ひたいのであります。

○佐藤(憲)政府委員 ただいままでの御答弁は、大体予算の問題に集中してお答えしたために、そも／＼予算がなくては国政は動きませんといふことを申し上げてゐるわけでありまして、今のお尋ねの点を広く考えますと、たとえば今度御提案申し上げておられますところの法律の關係やいろ／＼なものがあ

るわけでありまして。抽象的に申しますと、この中には効力を失ふことになつてもあるいはやむを得ない。政府としてはもちろん困りますけれども、客觀的に見ますと、あるいはやむを得ないものも觀念上はあり得ると思ひますから、そういう広い立場から申し上げれば、効力を失つてもやむを得ないという場面があり得る。しかし、先ほど来申し上げたように、予算關係はそういうことはとても想像もできないといふことであつて、そういうことを申し上げたのであります。

○成田委員 憲法五十四條の措置の内容容は予算も法律も含んでおられる、こゝういふ御答弁ですが、参議院においても同じような御趣旨を開陳しておられたと思つたのですが、この点について予算が措置に入つてゐるかどうかといふことは重大問題であります。少くとも政治的には、今度の緊急集會といふもので予算を審議したといふことについて、相当疑問があると思ひますが、これも総理がおいでになつてから質問いたしたいと思ひます。

果たろうと思ひます。従つて、効力を失う場合に、法律が緊急集会で審議された場合には効力を失う場合もあると思ひますが、その効力を失うというものは将来に向つて効力を失うのか、それとも遡及して効力を失うのか、それを御答弁願ひたいと思ひます。

○佐藤(通)政府委員 その点もはつきりさせていただく機会を得たわけでございますが、今の法律の問題については、かりに法律について不同意の議決がありまして場合には、その効力は将来に向つて効力を失う。この五十四条の不同意の場合には、すべての法律のみならず、ほかに、去年お願いしました緊急集会における中央選挙管理会の委員の任命という、ああいう問題も含めて、すべてその措置は将来に向つて効力を失う、過去には遡及しないという考でございまして、これもまた字説も一定しておるようであります。

○成田委員 法律については将来に向つて効力を失うだけだ、こゝ言われるのでありますが、先ほど法制局長官が例をとりになりまして、この五十四条というものは旧憲法の第八條の緊急勅令と、七十條の財政緊急措置と、この二つを含んでゐるのだという御答弁があつたのですが、第八條には緊急勅令は将来に向つて効力を失うと書いてあります。そういたしますと、反対解釈をいたしたならば、これにはただ失効すると書いてある。第五十四條の解釈として第八條をおとりになつたら、第八條には将来に向つて効力を失うとあり、これにはそう書いてないといふれば、当然反対解釈として、新憲法下においては衆議院の国会の権威というものを尊重した場合、衆議院の承認を得

ていないような法律は遡及して効力を失うのだ、こゝ解釈するのが妥当だと思ふ。衆議院から行きまして、反対解釈から行きまして、当然そうなるのじやないかと思ひます。

○佐藤(通)政府委員 その点も敬服いたします。(笑)但し今の遡及するといふ建前になりますと、要するにすでにでき上つてゐる既成の秩序といふものは、さかのぼつて根本的にくずれるわけでは、それによる被害といふものが相当大きなものが想像されるわけですね。一般の法律の建前としては、特に遡及する場合に、遡及して適用するといふことをうたつて初めて遡及するもので、そうでない場合には、原則は将来に向つての問題だけを規律するものであるといふことは、私は法律関係のことについての根本の概念であらうと思ひます。従ひまして、旧憲法の例をお引きになりましたけれども、これは当然の条理をうたつたものであつて、むしろ逆に、遡及して効力を失うと書かない場合には、旧憲法時代と同じように読むのが法律の通念であらうといふふうに前から考へておる次第であります。

○成田委員 法律も、たとえば刑罰法規なんかは、利益のために遡及するといふ原則があるわけですね。それから、第八條に将来に向つて失効するところとは、当然の規定を書いたのだと言はれるのですが、七十條の財政緊急措置については将来云々といふことはないので、従つて緊急勅令は、旧憲法下においては将来に向つて効力を失うのだと当然のことを書いたんでなしに、特に断つてゐるのだ。その第八條と違つた表現をしてゐる新憲法下

においては、国会の権威というものにおいて、遡及して効力がなくなるといふのが当然の解釈ではないかと思ふ。第七十條の表現から言つても当然そう解釈されるのですが、いかがですか。

○佐藤(通)政府委員 七十條自体につきましても、これは遡及はしない。そういう将来に向つてという明文がなくとも、これは遡及しないといふのが旧憲法時代の解釈のようであります。たとえば、かりに財政上の処分をして、これは不承認だ、前に出した金をみな取返せといふことは、当然憲法には予想しておらないところであるといふことを言つて参つておるのであります。そして、そういう点から申しましても、むしろ第八條の将来に向つて失効するといふことは、当然のことを当然に書いてあるものと解釈するわけでありませう。

○成田委員 緒方副総理にお尋ねしたいのですが、今度の参議院の緊急集会で暫定予算を出したになつた。この暫定予算というのは国政運用の最小限度だ、こゝなつておられます。それから、かに法律案件が五件ばかり出ておりますが、これも最小限度国政を運用するために必要な法律案を出したになつた。その原因というものは、内閣は衆議院で不信任を受けた、一種の事務管理内閣である、従つて国政運用に最小限度必要な予算と法律案を出したのだ、こゝ解釈すべきだと思ひます。いかがですか、いかがでございませうか。

○緒方國務大臣 その通りであります。

○成田委員 ただいまの御答弁のようによつて、衆議院で不信任案を可決された内閣として、当然事務管理内閣だ、こゝ

いう性格からして、暫定予算について、法律案についても、国政運用の最小限度のものを緊急集会に提出された、こゝいう御答弁ですが、そこで御尋ねしたいのは、これは参議院の緊急集会の問題ではありませんが、事務管理内閣という性格から言つて特にお尋ねしたいのですが、その単なる事務管理内閣にすぎないところの内閣が、日米通商航海条約を締結された、こゝいう国政に重大な関係のあるような条約を、なぜ事務管理内閣が締結されたか、これをお尋ねしたいと思ひます。

○緒方國務大臣 御指摘であります。これは一昨年以来続けて日米兩國の間に審議しておりましたもので、その従来の経過に従ひまして締結したのであります。その成果につきましては、今回の国会にあらためて御承認を得る、それが今までのしきたりであると考えまして、そういう考へから締結いたしましたのであります。

○成田委員 従来継続中であつたから締結したのだとか、その結果について今度の新国会に承認を得られるということ、この重大な日米通商航海条約を締結された理由にはならないと思ひます。単なる事務管理内閣である。しかもその内容がいかに日本にとつて不利であるかといふことは、言うまでもないであります。こゝいう重大な条約を、ただ従来交渉しておつたからとか、あるいは今度の国会の承認を得るかとかいふことで締結されたことは、理由にならないと思ひます。何か明確な御理由があると思ひますので、はつきりさせていたいただきたいと思ひます。

○緒方國務大臣 政府は選挙管理内閣でありましたけれども、国家は悠久に続いておりますのでありまして、外国との関係、その条約につきましては、従来の交渉をそのまま続けることが、選挙管理内閣におきましても別にふしぎはない。必要の最小限度における仕事であると思つております。

○成田委員 その日米通商航海条約といふのは必要最小限度の事務だ——今度の暫定予算にしろ、法律にしろ必要最小限度のものなんです。いわば事務的なものなんです。この日米通商航海条約を必要最小限度のものとお考えになつておられるかどうか。国家は悠久に続いておりますとおつしやるのですが、これはもちろんそうです。しかし問題は、事務管理内閣になつた吉田内閣が、こゝいう重要な条約を締結していかうか。国会の承認、不承認の問題は別問題です。法律論、政治論として、選挙管理内閣であるところの吉田内閣がこゝいう条約を締結できるかどうか、こゝに問題があると思ひます。率直に御答弁になつた方がよいと思ひます。

○佐藤(通)政府委員 ただいま緒方副総理からお答え申しましたように、これはその場合になつて、選挙管理内閣になつてから思ひ立つて交渉を始め、そして締結したといふことならば、これは問題でございませうけれども、前からの行きがかりになつて折衝に折衝を続けておつたものが、一段落ついたので、そこで調印をした。そして今度の新しい国会にそれを御提出申し上げて、承認をお願いしようといふのでありますから、そこに別におしかりを受けるようなことはないと思ひます。

○成田委員 急に思い立つてやつたのじやないで、前から交渉しておつたのだからいいと言われますが、不信任案が通過しまして、内閣の性格はかわつてゐるのです。管理内閣になつてしまつてゐるのです。その瞬間において、従来の権限といふか、役割はなくなつてゐるのです。法制局長官は法律の専門家ですが、いわゆる無権代理という形になるだらうと思ふ。性格がかわつてゐるのです。単なる事務管理しかできない。事務管理しかできない者が、管理以上のたといふ使用、収益とか、そういうことはできないのです。それと同じ性格のものなんです。ただ従来やつて来たからという時の経過が問題でなしに、内閣の性格が問題になる。たといふ従来やつてゐなくても、即座にでも、その内閣に権限があればやつてゐるのです。五年、六年交渉しておりましたも、内閣の性格がかわつたら、たとえば長年月にわたつて交渉しておつても、こういう条約を締結する権限はない。今の御答弁は、明敏な頭脳を持つていらつしやる法律専門家の長官の御答弁とも受取れないのです。そういう長官の御答弁では私たちは満足が行かない。緒方副総理の御答弁をもう一度お願いしたい。

○緒方副総理 ただいま法制局長官からお答えいたしました通りに考えております。

○成田委員 六十九条、七条の解散権の問題、さらにまた事務管理内閣である吉田内閣が日米通商航海条約を締結したという問題は、論議の余地は十分あると思ふ。今日の質疑では責任ある答弁を私たちは得られませんでしたので、あさつて吉田総理が出ましたときに、この問題を追究することにしたしまして、きょうはこれで一応私の質問は終つておきます。

○尾崎委員長 吉田賢一君。

○吉田(賢)委員 きょうの議案は、これは憲法解釈の上から見ても、あるいは新憲法運用の上から見ても、ある国政の根本に触れるきわめて重大な問題を含んでおりますので、私は総理にその所見をただす機会をあとに保留させていたしまして、その前提となる問題等について、きょうは質疑を、なおきょうの質疑の内容によりまして、さらに他の所管大臣にも時間の許す限り質疑を試みてみたい、こういうふうな考へておりますので、御了承願ひたいと思ひます。

緊急集会によりまして、今提案になつております暫定予算初め法律案が参議院によつて可決されております。そこで私がお尋ねしたい第一は、政府の提案になりましたこの予算案は、憲法五十四条の第二項の但書の条件を満たしておるのかいなや。満たしておるとするならば、その趣旨内容についてまず御説明をお願いしたい。

○佐藤(達)政府委員 御指摘の但書と申しますのは、「国に緊急の必要がある」といふ、結局「国に緊急の必要」という条件の問題であらうと思ひます。それで、ただいまの暫定予算のごときは、もとより新年度の開始までに成立しておりますが、先ほど来申しましたような支障を生じますからして、どうしても三月中には成立しなければならぬといふもので、そういう点で緊急性があるわけでありまして、また必要性から申しまして、予算がなくては

成り立ちませんですから、十分必要性があるという意味で、まさにこの条件に該当するものと考えております。

○吉田(賢)委員 長官に伺ひますが、そうすると、具体的に各費目につきまして一々あげることとは差控えますけれども、概括して申せば、一体国の緊急必要のためというこの緊急という趣旨は、どういふふうな解しておられるのでしょうか。三月までに予算が成立しなければ困るといふ、そういうふうなものではなくて、緊急という趣旨について、もつと明確な御答弁をお願いしたいと思います。

○佐藤(達)政府委員 ごもつとも存じます。教科書のようなことでございまして、定議を申し上げますれば、解散後の総選挙によつて新たにつくられる国会が開かれて、その国会の御審議にまづひまがない。それまで待てない意味だと思ひます。

○吉田(賢)委員 次の国会の開会まで待てない。大蔵大臣の説明によりますと、新たに成立した法律の施行のためにもこの暫定予算は組んだのである、こういうような趣旨の説明もあつたのでありますが、この緊急といふのは、そういう漠然としたものではなからうか、真に国家の危急存亡と言ひますか、これなくば公安の維持ができなからうか、そういうような非常に重大な緊迫した事情という趣旨に解しておられるのか、旧憲法時代の旧憲法第八条の緊急命令、あるいは七十条の財政緊急処分ですが、この点についての御所見をもう一べん伺つてみたいと思ひます。

○佐藤(達)政府委員 緊急の必要といふ言葉をまた例によつて分析いたしますが、これは緊急ということ、必要ということとの二つの要件にわけることができると存じます。緊急といふことについては、先ほど来申しましたように、待てない、どうしても今やつていただかなければ待てないということ、これは明瞭に緊急でございまして、これは予算が成立するまでは、どうしても暫定予算を成立しておかなければならないといふのは緊急の方であります。ところが必要の方になりますと、これは予算の内容についても、今御指摘のような問題も出て参ります。法律そのものについても問題が出て参ります。今御指摘になつたような事柄は、これはすでに有効に成立した法律があつて、ある公庫に出資をしなればならないといふ法律がちゃんとしておつて、その執行をどうしても予算に盛り込まなければ今度は違法の状態を生ずる。違法の状態といふことは、結局大きく言えば憲法違反といふ法律に反することは憲法違反といふこととありますから、そういう意味で違法の状態が生ずる、そういうことを避けるということ、やはり大きな必要といふことで、御指摘のようなものについても盛り込んであるわけでありまして、

○吉田(賢)委員 大蔵大臣にお尋ねしますが、これは例をもつてお尋ねしますが、なお緊急の必要性の問題について、その趣旨を明らかにしたいと思ひます。たとえば他の省にもいふべんと出ておりますが、一例をあげますれば、配付になりました二十八年度一般会計の暫定予算についての三百五ページによりますと、これは通産省の所管の費目でありまして、

が、広報宣伝費あるいは海外広報宣伝費、あるいはその次のページには交際費——広報宣伝費として十六万七千円、海外広報宣伝費として二百余万円、交際費が四十万円、あるいは国家公務員共済組合負担金として千四百五十六万円、かようなものが載つております。こういうのは通常の経費であることは、これは相違ないと思ひます。これを憲法に規定してあります緊急性があるといふことは、どうもこれは牽強附会になるのではないかと存じます。ひとつ査定になりました大蔵大臣の御所感を承りたい。

○河野(一)政府委員 海外の広報宣伝といふことは従来からずっとやつて来ております。毎月いろ／＼なパンフレットをつくつて海外に送るなり、そういったような事務をずっと継続してやつておるわけでありまして、これが一個月間なくなるといふことは、いろ／＼な点において支障があると存じます。また交際費につきましても、この期間だけ特に交際費がいらないというわけにも参りません。いろ／＼な事務をやつております上において必要なわけでありまして、共済組合負担金につきましても、これは月給を払いますたびにその負担金の支出を要するわけでありまして、

○吉田(賢)委員 私が聞かんとするこの緊急の趣旨をひとつ御説明願ひたい。政府の所信を伺ひたいと思ひます。今局長の話によりますと、いろいろの方面に支障を来す、従来それは出しておつた費目である、こういうような御意見であります。いろ／＼な方面に支障を来すといふことは、必ずしも国の緊急、国のために緊急必要な事

項とは限らない。それは観念が違ひます。だから、そういうようなごまかしやなしに、やはりはつきりと緊急の重要性ありというこについて、これはひとつ大臣から聞いてみたい。たとえば交際費に至りますまで緊急性がある、憲法五十四条の緊急集會にかけ得られる条件があるというようなことになりましては、これは財政法の三十条の普通一般の暫定予算と混淆したことになるかと思ふのであります。憲法五十四条の緊急集會に求めるべき条件、出し得る条件は、もつと厳格にしろ、な条件が付してありますことは申すまでもないこととあります。交際費のごときが國家の緊急必要事項であるというやうなことは、常識上考へられませう。要するに、普通の暫定予算としてお組みになることが編成の根本趣旨ではないのか、こういうことを疑問に持つてゐるので、お伺いするのであります。

○河野(一)政府委員 御答弁申し上げます……。

○吉田(寛)委員 大臣に答へ願ひたい。先ほどの御意見なら聞く必要はない。

○河野(一)政府委員 大臣にかわつて御答弁申し上げます。緊急ということにつきましても、先ほど法制局長官から申し上げられましたように、次の繰進率後の議會まで待つことができない程度のものである。そういう意味のものが緊急である。また必要というこになりまして、交際費はその期間において支出しなくてもいいやないかという御議論もあるかと思ひます。われわれといたしましては、こういう経費は四、五月の間においてやはり續けて支出する必要があると考へまして、暫定予算に計上いたした次第であります。

○小笠原國務大臣 ただいま主計局長の答へいたした通りに考へております。

○吉田(寛)委員 それなら、いま一度主計局長に聞いてみますが、一般暫定予算と、緊急集會に出し得る条件を具備した暫定予算とは、そこに相当条件の違いがあるというこは了承していいのでしうね。

○河野(一)政府委員 先ほど成田さんの御質問に対してお答へいたしたやうに、政治的には、法制局長官から答へがあらうと考へたやうに、緊急集會に出すべき暫定予算と、そうでない、國會ができてから出す暫定予算とは、性質的に差違がある、こういうふうにおつしやつたのであります。これはその通りであらうと私も考へますが、暫定予算の性格といたしましては、緊急集會に出すものであらうと、あるいはその他の集會において出すものにおきましても、やはり國政運営上必要最小限度のものとして考へてやるべきものであつて、いさゝか経費を入れたまゝで、應急的処置としてとられたものが、本格的措置に影響を及ぼすことがないやうに措置をするのが、暫定予算の性格であらうと考へてゐるわけでありま

す。

○吉田(寛)委員 あなたと問答をしていては、どうもはつきりしないから、法制局長官にお答へを願ひたい。財政法の三十条によりますると、「内閣は、必要に応じて、一會計年度のうちの一定期間に係る暫定予算を作成し、これを國會に提出することができ、つまり「内閣は、必要に応じて」とい

一つの要件があるだけであります。ところが憲法五十四条の二項の但書によりますると、「國に緊急の必要があるときは」といふやうに、憲法にこういう条件が附加されておりました、非常に厳格な条件がついておるものと思ふのであります。そういう意味におきまして、兩者のおつしやつたやうに、緊急集會のものであらうと考へて、いさゝか条件が違ふものと思ふのであります。

○佐藤(達)政府委員 財政法の三十条も結局、この第二項とあわせ読みますと、暫定予算といふものは、本予算が成立しない場合に備へる應急のものだといふことは、先ほど成田委員にお答へした通りに、その性格がうかがわれると思ひます。従ひまして、暫定予算といふものの性格は應急的のものであります。従つて、さらに卑近な言葉で申しますれば、あまりはでなものは盛り込まれるはずがないという程度のわくはあると思ひます。しかし何分暫定予算に盛り得るものは左のごときというやうな列挙されたものはございせんから、そういう法律の精神からせんたくするほかはないと考へるわけでありま

す。

そこで、今のお尋ねにもどりまして、緊急集會に出される暫定予算といふことをおつしやいますけれども、結局その場合には、暫定予算といふものが、國が今まで續けて来た生活といふものがそれによつて支障を生ずる、生活がでなくなるといふことのないやうにといふ内容が、暫定予算の中身となつて来るべきものである。これは暫定予算そのものの性格が、やはりそのまゝの形で緊急集會にかけられ、本會議の御同意を求めるといふことになるのであつて、暫定予算そのものの性格

を先ほど申しましたやうに一応考へて、その後緊急集會にお願いするといふやうに、少し大ざつぱりかもしれませんが、筋道はそう考へらるべきであらうと思ふわけでありま

○吉田(寛)委員 法制局に伺ひますが、旧憲法の八条及び七十条の緊急の趣旨と、新憲法の五十四条の國の緊急の必要性の緊急とは違ひますか。趣旨に解しておられるのですか。いかがでしうか。

○佐藤(達)政府委員 これもごもつともな尋ねと存じますが、旧憲法の第八條には、御指摘のやうに、「緊急の必要」といふ言葉がございしますが、その上に、さらに「公共の安全ヲ保持シ又ハ其ノ災厄ヲ避クル為緊急ノ必要ニ由リ」といふ条件がきびしくかゝせられておられます。七十條についても、もつときびしい条件がかゝせられておつたと思ひます。これは、要するに、この旧憲法時代の緊急命令あるいは緊急処分は、政府の一存でやつてしまふ。そうしてあとで帝國議會の事後承諾を求めますけれども、それも先ほど御説明申し上げましたやうに、不承諾であつても、効力はそのまま、いさゝか非民主的な建前になつておりますから、その調和のために、こゝにきつた條件をかゝせつたのだと思ひます。ただ、今度の新憲法の場合におきましては先ほど申しました通り、そういうことになしに、國會の一院であるところの參議院が少くとも健在である。國民代表の參議院があられるわけでありまして、その參議院に國會の代理を勤めていただくというわけでは、措置そのものは民主的という趣旨には

ずれませんから、そういう意味で、こゝにきびしいわくをはずしたといふやうに考へておられるわけでありま

○吉田(寛)委員 旧憲法の八條は、あなたのおつしやるやうに「公共の安全ヲ保持シ又ハ其ノ災厄ヲ避クル」といふ条件がついておられますが、しかし同時に、地方的な出来事についても第八條が適用されておつたといふことは、半説で一致しておるやうであります。ところが新憲法の五十四條では、「國に緊急の必要」といふ条件が厳格に規定されてゐるわけでありま

す。ですから、その点は必ずしも旧憲法の方が条件が厳格だとは言へません。こちらは、地方的なものは大體除外して、「國に」といふことになつておりますから……。

そこで緊急といふ趣旨におきましては、やはり今の新憲法におきまして、旧憲法の趣旨を相當踏襲されておるのではないかと、こゝに思ふのでありますが、その点について重ねてひとつ伺つておきたいと思ひま

す。

○佐藤(達)政府委員 旧憲法時代には「國に」といふ言葉はございせんけれども、これは國の立法として法律でなされるべきことを、勅令でやれるといふ趣旨でございまして、やはり國家的な關心事といふものが、その立法あるいは緊急命令の内容になることは、當然これは予想されておるところであらうと思ふのであります。従ひまして、御指摘のやうに、新憲法の五十四條の「國に」と申しますのも、當然これは國家的な重要な事項、國家的な必要事項といふ趣旨であつて、地方と區別して特に「國に」といふ言葉を使つたとは私は思ひません。ただ、しいて申しま

すれば、たとえ地方の条例限りでできることを立法でお願いするというようなことは、当然のことかもしれないけれども、「国に」という言葉で、あるいは関連してできるかもしれないけれども、これはこじつけに近いと私は思います。

○吉田(賢)委員 それなら伺います。この場合の具体的な適用は、やはり非常な事態と目すべきような、もしくは非常な事実、こういった場合を主としてすべきではないでしょうか。少くとも通常の場合は含まないというふうに解すべきが、緊急の文字の解釈から見ましても、戦後の法律の沿革から見ましても、当然であろうと思うのですが、いかがですか。

○佐藤(達)政府委員 お尋ねの点は、もちろんほんとうに非常な事柄、予測もつかない突発の事柄という場合を、ここに含めてあることは当然であろうと思えます。あるいはそれに重点を置かれておたかもしませんけれども、何分にもこの法律の解釈の態度といたしましては、今のよう「国に緊急の必要」ということで非常に広い形、旧憲法時代より広い形、しかも参議院の審議を経てなされる措置ということから、これは予測せざる突発事態という場合に限つてと解釈すべき根拠は、どこからも出て来ないというふうな考えているわけでありまして。

○吉田(賢)委員 そうしますと、さきに指摘しました「これはたゞさんの例があります、官庁の交際費のこときものも、やはり「国に緊急の必要」というのに入ると解釈されるのでしようか。いかがでしょう。

○佐藤(達)政府委員 そういうものも含めて、国なりあるいは国の機関の運行を滞りなく進めて行かなければならぬという必要から、この暫定予算の中に盛り込まれておるわけでありまして。国家機関の運行を滞りなく進めなければならぬという必要、その暫定予算をどうしても三月一ぱい、新年度開始前に成立させなければならぬという緊急性がある。その二つの必要から今度の措置についてお願い申し上げるのであります。

○吉田(賢)委員 完全にやむを得ざる消極的な支出の面につきましての経費にとどまる、こういうふうな解すべきものであつて、少しでもそこに考慮のゆとりを持つべきような経費等は、緊急の趣旨にはまらぬのである。何となれば、それはやはり積極的な性格を持つたものであるからと、こういうふうな解すべきが緊急の条件に適する経費であらう、こう思うのですが、いかがですか。

○佐藤(達)政府委員 今の積極的というのには非常に適切な言葉であらうと存するのであります。私も参議院で説明して参りましたのは、先ほどの問題にも触れますが、新しい政策、今までやつていなかったことを新しく思い立つてやろうというその予算をこの中に盛り込むということは、まさに今のお言葉の積極的の中に入ると思ひます。われわれはそうでなく、そういうものは境界の外に置いて、今まで続けられて来た国家機関の生活をそのまま続け、こういう限度にとどめたというわけでございますから、お言葉に従えば、これは消極的なものであると申し上げてよろしいと存じます。

○吉田(賢)委員 これは、たとえて申しますれば、真に最小限度、健康で言うならば、水であるとか、少しでも積極的な栄養価値といふものを含まない、誠に事務的な経過のものだけを含むというところが、この際における参議院に提出されるべき「国に緊急の必要」の暫定予算、こういうふうな解すべきものではないのでしょうか。

○佐藤(達)政府委員 今の憲法の条文の中に「必要」という文字を、文字以上にさらにしほられまして、最小限度の必要といふところまでしほるといふ考え方も、これは一つのお考えだろうと思ひます。けれども私の趣旨は、むしろ先ほどお言葉にありました積極性があるか、消極的なものであるかといふのが大きな境界になつて、積極性のあるもの、すなわち新たに思ひついたような政策を盛り込むといふことはなすべきではない。緊急の必要といふ、その必要の限度をどの程度までしほつて行くか。やむを得ない最小の必要といふところまでしほるかどうかと、要するところは、憲法自身の解釈として、必要とあればその必要という言葉を率直にとればよいのであつて、さらにそれをしほつて考えるといふところまで憲法は要求しておらないように考へておるわけでありまして。

○吉田(賢)委員 それでは次に進みます。憲法六十条は御承知の通りに衆議院における予算の先議権の規定であります。それから六十九条は、申すまでもなく不信任、解散、その間に辞職のゆとり十日という規定があるわけでありまして、内閣をいたしましては、予算の先議権のある衆議院を、予算につ

いてはできるだけ尊重するという建前をとつて行かねばならぬと思うのですが、それに対する御所見はいかがですか。

○緒方(達)大臣 原則としては今仰せられましたことは当然であると考えております。

○吉田(賢)委員 当然のことでありまして、それならば、すでに不信任が可決されました後にも相当時間の余裕がありますので、国会尊重の建前から衆議院に暫定予算を出すということになれば、非常に寛大な条件のもとに暫定予算が編成されるべきであつた、こう思うのですが、なぜその措置に出られなかつたか、その理由を御説明願ひたい。

○緒方(達)大臣 解散に先だつて暫定予算を出せばよかつたではないかという御質問のようでありまして、当時の国会の情勢から見まして、十日間以内の予算の審議を終ることは不可能であると政府で判断をいたしました。憲法第六十九条に従ひまして解散をいたしました次第であります。

○吉田(賢)委員 そうはお答えになるが、しかし参議院におきましてはこの暫定予算なるものは、緊急集会で二日間審議を終了してある。参議院で二日間終了するものが、衆議院で十日間で終了しないとは考えられないのですが、いかがですか。

○緒方(達)大臣 衆議院におきましてはすでに不信任案が通過いたしております。その後、暫定予算を提出することは法理上間違つておると考えたのであります。

○吉田(賢)委員 佐藤長官に聞きますが、さような場合に衆議院に暫定予算を提出することは法理上不合理な根拠、理由があるのですか、いかがでしょう。

○佐藤(達)政府委員 必ずしも御尋ねではありませんが、憲法六十九条の趣旨を見ましても、あるいはただいま御指摘の五十四条の趣旨を見ましても、少くともその解散の前、すなわち不信任決議の後、解散の前に、すべての措置を完了しなければならぬという根拠はないわけでありまして、むしろその場合は、内閣の政治判断によつて、迅速なる措置をとるのがいいか、いずれがよろしいかという判断をするということに憲法はゆだねておる。そのゆだねておるところに従つて措置をするということとは、結局法理上の結論ということに実はなると存じます。

○吉田(賢)委員 不信任案の可決せられた衆議院に暫定予算を提出することは、法理上不合理であるという御答弁ですが、それに対する御所見いかん、こう聞いておる。国会中心、衆議院の先議権を承認されておる緒方副総理でありますから、その場合に何ゆゑに衆議院にこれを出すことが合理的でないのかといふことを伺つておる。なお法律上佐藤長官に伺うのですが、政治的判断を問うのではないに、法理上不合理だといふ御答弁でありましたから、それは解しかねるので、法律上の御意見を伺つておる。

○佐藤(達)政府委員 先ほどお答えした通りになるわけでございますが、そういう判断に憲法はまかせておるというところは、結局私は憲法の法理上の問題にならうと思ひます。

○吉田(賢)委員 予算の審議は衆議院に先議権があり、また国会中心に財政

審議をするという事は、申すまでもなく新憲法の精神です。これに向つて最善の措置をするという事が、不信任の決議があろうとなかろうとにかかわらず、内閣としてなすべき唯一の当然の道だろと思うが、それをなせしなかつたか、こういうのです。それをあなたに聞くのでなしに、重ねて副総理に伺ひます。

○吉田(賢)委員 この点につきまして、これはやはり行政を担当する政府の責任として、予算を議決するところの政府の立場、措置をいたしまして、憲法運用の上における根本問題に触れると思ひますので、重ねてあつて総理に所信を伺うことにさせていた

○吉田(賢)委員 お答えをいたしまして、それは第六十九条の規定に従ひまして、不信任案の通過後政府が解散をするか、総辞職をするかの判断をまかされておるのでありますが、その場合に、すでに不信任案が通過してありますので、その後の措置は参議院の緊急集会にまかせるのが当然であると政府といたしましては判断をいたしました結果、緊急集会に暫定予算を提出して、その承認を求める措置をとつた次第であります。

○吉田(賢)委員 たいはいまはさうも答弁になつておらぬと思ひます。私に伺ふのは、あなたも衆議院は予算について先議権があるということはお認めになつておる。それから国政は国会中心に運営されることが新憲法の精神である。こういうことも御同意になつておる。しかば、参議院においては二日間審議が終了した。それほど簡単に運んでおるこの各議案につきましては、なぜあなたの信念に基づく国会中心、衆議院先議権尊重の建前からする措置を内閣はとらなかつたか、衆議院になぜこれを出さなかつたか、こういうのが私の質疑の趣旨なんです。これに対して明快な御答弁を伺ひたい。

○諸方國務大臣 政府といたしまして

は、その場合は、暫定予算は憲法第五十四條の参議院の緊急集会にかけるところが当然である、そう考へた結果であります。

○吉田(賢)委員 この点につきまして、これはやはり行政を担当する政府の責任として、予算を議決するところの政府の立場、措置をいたしまして、憲法運用の上における根本問題に触れると思ひますので、重ねてあつて総理に所信を伺うことにさせていた

○吉田(賢)委員 たいはいまはさうも答弁になつておらぬと思ひます。私に伺ふのは、あなたも衆議院は予算について先議権があるということはお認めになつておる。それから国政は国会中心に運営されることが新憲法の精神である。こういうことも御同意になつておる。しかば、参議院においては二日間審議が終了した。それほど簡単に運んでおるこの各議案につきましては、なぜあなたの信念に基づく国会中心、衆議院先議権尊重の建前からする措置を内閣はとらなかつたか、衆議院になぜこれを出さなかつたか、こういうのが私の質疑の趣旨なんです。これに対して明快な御答弁を伺ひたい。

○諸方國務大臣 政府といたしまして

のとの見解を持つておりますが、政府の所見はいかん、こう聞いておるのです。

○佐藤(通)政府委員 重ねてのお尋ねでございますから、私どもの考へておるところを御参考におし上げますと、今回の案件は暫定的と申しますか、臨時的の措置によるものではありますけれども、すでに参議院の緊急集会の可決を経て、予算としては成立してしまつておるものでございます。それについて御同意を求めておるものでござい

○吉田(賢)委員 これはさういふ立場といたしましては、先ほども申し上げたのでありますけれども、お尋ねのことと自らは、今御意見の御開陳もありましたように、国会御自身の権限でありますので、また国会御自身の独自の問題でございますから、われ／＼政府側の方から解釈を申し上げても一向權威のないことではないかと思ひます。むしろ先ほど申しましたように、ぜひ御同意をお願い申しますというのを申し上げるのが筋合いじやないかと思ひ

○吉田(賢)委員 たいはいまはさうも答弁になつておらぬと思ひます。私に伺ふのは、あなたも衆議院は予算について先議権があるということはお認めになつておる。それから国政は国会中心に運営されることが新憲法の精神である。こういうことも御同意になつておる。しかば、参議院においては二日間審議が終了した。それほど簡単に運んでおるこの各議案につきましては、なぜあなたの信念に基づく国会中心、衆議院先議権尊重の建前からする措置を内閣はとらなかつたか、衆議院になぜこれを出さなかつたか、こういうのが私の質疑の趣旨なんです。これに対して明快な御答弁を伺ひたい。

す。これは一、二指摘して私は質疑したのであります。さういふ場合に、なお不可分のものとして、同意するかいやというところに結論をつけなければならぬという事は、私はそれはやはり国会の審議権が、予算編成という形から制限をされる危険がある、こういうふうな考へざるを得ないのであります。やはり国会といたしましては、各費目につきまして、各省にわたつてしまつてそれ／＼審査いたしまして、これはよい、これは悪いといふことをなし得る権限は十分にある、こう思うのであります。何もこれが単一のもので、不可分のものでなければならぬという筋合いではないと思ひます。やはりその点は通常の予算審議の際に、これをどう扱うかといふこと、趣旨においてかわりはないものと思ひます。重ねて御所見を聞いておきたいと思ひます。

○佐藤(通)政府委員 まことにごもつともだと思ひます。私個人といたしましては、国会の審議権、ことに衆議院の本会議における審議権を十分尊重した態度で、物事を考へなければならぬといふことには違ひないのであります。けれども、それにもかかわりませず、一応の筋をたどつて私が考へました結論は、はなはだ心苦しいことでありますけれども、どうも先ほど申しましたような筋道になるのではないかといふことで、最初はお尋ねの御意を申し上げておつたわけですが、しつとてお尋ねがありましたので、はからずもお答えしたわけでありまして、これは、最後は国会の御判定にまづはかはないと思ひますが、ただ私の気持ちを申し上げたと

○吉田(賢)委員 それでは佐藤長官に重ねて伺つておきますが、先ほど諸方副総理と問答いたしました点についての法律的新憲法解釈上の御所見をお聞きしたいと思ひます。新憲法では、財政予算の審議といふものは衆議院に先議権がある。しかして国会が中心であつて、古い憲法におきましては、たとへば財政の緊急処分規定によつて見ましても、かなり政府中心であります。だから政府がさういふ処置をなし得るということ。緊急勅令あるいは財政処分の緊急処置を見ましても、やはり政府中心ですが、その点は根本的に国会中心にかつておること

○吉田(賢)委員 たいはいまはさうも答弁になつておらぬと思ひます。私に伺ふのは、あなたも衆議院は予算について先議権があるということはお認めになつておる。それから国政は国会中心に運営されることが新憲法の精神である。こういうことも御同意になつておる。しかば、参議院においては二日間審議が終了した。それほど簡単に運んでおるこの各議案につきましては、なぜあなたの信念に基づく国会中心、衆議院先議権尊重の建前からする措置を内閣はとらなかつたか、衆議院になぜこれを出さなかつたか、こういうのが私の質疑の趣旨なんです。これに対して明快な御答弁を伺ひたい。

いう程度にお聞き願ひたいと思ひます。

○吉田(賢)委員 それでは佐藤長官に重ねて伺つておきますが、先ほど諸方副総理と問答いたしました点についての法律的新憲法解釈上の御所見をお聞きしたいと思ひます。新憲法では、財政予算の審議といふものは衆議院に先議権がある。しかして国会が中心であつて、古い憲法におきましては、たとへば財政の緊急処分規定によつて見ましても、かなり政府中心であります。だから政府がさういふ処置をなし得るということ。緊急勅令あるいは財政処分の緊急処置を見ましても、やはり政府中心ですが、その点は根本的に国会中心にかつておること

○佐藤(通)政府委員 御趣旨はよくわかるのでありますけれども、結局問題の根本点を突き詰めて行きますと、緊急集会といふものにこの予算なるものをかけることの可否の問題、あるいは違法かどうかといふような問題になる

○吉田(賢)委員 たいはいまはさうも答弁になつておらぬと思ひます。私に伺ふのは、あなたも衆議院は予算について先議権があるということはお認めになつておる。それから国政は国会中心に運営されることが新憲法の精神である。こういうことも御同意になつておる。しかば、参議院においては二日間審議が終了した。それほど簡単に運んでおるこの各議案につきましては、なぜあなたの信念に基づく国会中心、衆議院先議権尊重の建前からする措置を内閣はとらなかつたか、衆議院になぜこれを出さなかつたか、こういうのが私の質疑の趣旨なんです。これに対して明快な御答弁を伺ひたい。

と思ひます。この点は、先ほど触れま
した通りに、緊急集会の条文に上つて
ある措置といふものの内容に、わくが
あるかどうかといふことに結局着す
るのでありますけれども、これはどう
してもごく平たく憲法を見ました場合
の解釈としては、あの措置の中に予算
は含まれないといふ条文の解釈はどう
しても出て来ない。従ひまして、金森
さんが最初憲法制定の際に答弁されま
したように、法律も当然であるが、予
算も含むといふのがやはり解釈として
は出て来ることじやないか。そういった
しますと、今御指摘のその点におい
て、すでに参議院先議という形が憲法
で許されてしまつてゐるというように
見なければならぬと思ふのでありま
す。そこで今御指摘の問題が出て来
る。しかし憲法の措置の中に今の予算
が入るといふことに解釈をしてしまえ
ば、そのあとのことばやむを得ない結
論としてつと出て来ると解釈する。
またその解釈は、半説も一定した解釈
となつておりますから、憲法の解釈と
しても間違つてゐないと思ひます。

○尾崎委員長 関連質問を許します。
河野密君。
○河野(密)委員 先ほどから伺つてい
て、法制局長官の言われることは非常
にその意を得ないのでありますが、かりに憲
法第五十四條の緊急措置の中に予算の
措置が含まれてゐるとしても、その予
算の措置といふものが、ただちに財政
法第三十條にいう暫定予算であるかど
うかといふことの結論にはならないと
いふ問題が一つ。もし憲法第五十四條
にいう臨時的の措置といふものに予算
の問題があるとしても、それは緊急の
いわける措置として行われるもので

あつて、財政法第三十條にいう暫定予
算といふ形をとらない場合もあり得る
といふことを認めなければならぬ。そ
れで、私たちがここでその点を強く主
張するのは、これはこの憲法の盲点で
あると思ふのです。盲点であるけれど
も、憲法を通過してゐて、ここに国会
が解散になつた場合における予算をど
うするかという規定は一つもないので
あります。これをもし憲法をそのまゝ
にわれ／＼があたりまえに解釈する
といたしますならば、予算が不成立に
なつたために内閣が総辭職をするとい
ふか、あるいは解散をするといふこと
を前提にしておらぬと私は思ふのであ
ります。この憲法において、予算が不成
立になつた場合においては国会を解
散するといふことを前提としておら
ぬ。私は、この憲法を通過してゐて、
そういうことが憲法の底に流れておる
と思ふ。そこで、もし予算が不成立に
なつた場合、衆議院を解散しなければ
ならない場合には、その憲法第六十九
條によつて、十日間の間に何らかの措
置を講じなければならぬといふのが、
私は憲法の精神だと思ふのです。そ
その点を重要に考へるから言つておる
のであります。その点少しも明確に
しておらぬ。はつきりしてもらいた
い。

○佐藤(達)政府委員 私の理解が誤つ
ておりましたら後に重ねてお尋ねを願
ひますが、お話の点は大きくわけて二
つになると思ひます。第一点は、この
措置といふものについて、暫定予算と
かその他のきまつた定形のものである
ものか、もつとしばつた何か臨時的の措置の
ものを想定してゐるのではないかとい
うようなお尋ねだと思ふのであります
が、私どもの考へておりますことは、
先ほど触れましたように、ここに措
置といふのは何かといへば、要するに
その国会の権限となつてゐる事項を言
うのであります。第一、第二段に
常に言つてゐるわけでありまして。こ
れは學者もそう言つております。そ
で国会の権限になつてゐる事項とい
うのは、法律の制定、予算の議決、そ
他の間の中央選挙管理委員の選任の
件、そういうものがある。そういうす
でに単に法制上の定形のあることをこ
こに利用してゐるのであつて、法制上
の定形のない、たとえば立法事項に当
ることを法律の形式によらないで、何
か違つた形で措置としてこれにおか
けることができるかといふこと、私ども
はそれは消極的にできない。むしろ他
の定形によつてきまつてゐるものをお
かけすることが立憲的である。新らし
い形をここにこつて持つて行くとい
ふことは許されない。従つて法律事項
は法律の形でかける。予算の場合に
は、本予算といふことは考えられませ
んから、暫定予算をつくつてそれをお
かけするといふのが、むしろ正しい運
用であらうと考へて來てゐるわけで
ございます。

それから第二点の問題は、大きな問
題であると思ひますが、不信任決議が
あつた場合には、とにかく政府は解散
するか総辭職をするかといふことに追
ひ込まれてゐるわけでありまして。も
ちろんその場合に、解散するといふこ
とについて、たとえば解散後における必
要な善後措置といふものを全部事前に
尽して、それが成立した後でなければ
解散できないといふような制限は明文
上ありませんし、また民主主義――
民主主義と申しますか、議院内閣制の
根本精神からいつて、そういう制約は
あらうはずはないと考へますからし
て、今回のような措置をとることも、
決して憲法の筋道にたがつたことでは
ないと思ひます。

○河野(密)委員 重ねてもう一つ。今
お話のように、追い詰めてみると、こ
こにいわゆる緊急集会において暫定予
算といふものがかけられるか、かけら
れないか。これはお話の通り、暫定予
算といふものはかけられるものである
とわれ／＼も解釈してもいいけれど
も、この場合における暫定予算とい
ふのは、財政法第三十條における暫定
予算といふものと違ふものである。
それは先ほどからあなた方が説明して
おられるものとは全然違ふものである
から、こゝにふりかへてわれ／＼は解釈
しなければならぬ。それからもう一つ
根本の問題は、この憲法を通過して
みても、衆議院を解散するといふこれほど
の重大なる問題について、この場合
に、予算が不成立になつた場合におい
てはどうするかといふことを規定して
おらないといふのは、憲法の盲点であ
ります。盲点であるだけに、われ／＼
はその憲法自体で解釈しなければなら
ない。してみれば、この憲法自体の解
釈からするならば、予算が不成立にな
つた場合においては、衆議院は解散で
きないのだ、その場合は憲法は予想し
ておらぬのだ、こゝに解釈する議院内閣
制の場合は、あなた方の御説明を聞くま
でもなく、われ／＼はよく知つてゐる
が、この憲法が議院内閣制の考へ方に
よつてできているのじやないのですか
ら、この憲法によつて予算が不成立に

なつた場合においては、衆議院を解散
することはあり得ないといふ建前の中
に、この憲法はできていると私は思
ふ。それを言うのが、この憲法を通過
してみた上でのあたりまえの解釈であ
る、ごくあたりまえの常識的な解釈だ
と私は思ひます。それであるがゆゑ
に、私が聞きたいのは、もしその間に
できるとするならば、第六十九條によ
つて、不信任案が出た場合の十日間に
何らかの措置をとるといふことを前提
にして、十日間といふものを置いてある
のだ、そういうよりほかに、この憲法
からは解釈することはできないと私は
思ひますが、その点を重ねて明確に答
弁してもらいたい。

○佐藤(達)政府委員 憲法の根本問題
になりますけれども、私どもは憲法制
定の際に政府側からも御説明しており
ますように、一貫してこの国会と内閣
との關係は議院内閣制であるといふよ
うに確信を持つております。従ひまし
て、これは今河野先生のお言葉のよう
に、議院内閣制でないといふ前提をと
つて参りますと、少し違つて來るとい
ふことになりまして、これは結論が
のずから違つて來ることは明瞭なん
で、見解の相違と申し上げるよりほか
はないと思ひますけれども、ただ、今
私が申し上げましたのは、たとえば今
御引用になりました六十九條の十日以
内といふこと、十日以内といふのは、
むしろ解散後における善後措置を十日
間に尽して後に解散すべしといふ趣旨
のように、今拝聴したわけでありま
すが、私どもの今まで持つております考
えでは、むしろそれとは違つて、議院
内閣制の趣旨から言つて、この六十九

上もありませんし、また民主主義――
民主主義と申しますか、議院内閣制の
根本精神からいつて、そういう制約は
あらうはずはないと考へますからし
て、今回のような措置をとることも、
決して憲法の筋道にたがつたことでは
ないと思ひます。

○河野(密)委員 重ねてもう一つ。今
お話のように、追い詰めてみると、こ
こにいわゆる緊急集会において暫定予
算といふものがかけられるか、かけら
れないか。これはお話の通り、暫定予
算といふものはかけられるものである
とわれ／＼も解釈してもいいけれど
も、この場合における暫定予算とい
ふのは、財政法第三十條における暫定
予算といふものと違ふものである。
それは先ほどからあなた方が説明して
おられるものとは全然違ふものである
から、こゝにふりかへてわれ／＼は解釈
しなければならぬ。それからもう一つ
根本の問題は、この憲法を通過して
みても、衆議院を解散するといふこれほど
の重大なる問題について、この場合
に、予算が不成立になつた場合におい
てはどうするかといふことを規定して
おらないといふのは、憲法の盲点であ
ります。盲点であるだけに、われ／＼
はその憲法自体で解釈しなければなら
ない。してみれば、この憲法自体の解
釈からするならば、予算が不成立にな
つた場合においては、衆議院は解散で
きないのだ、その場合は憲法は予想し
ておらぬのだ、こゝに解釈する議院内閣
制の場合は、あなた方の御説明を聞くま
でもなく、われ／＼はよく知つてゐる
が、この憲法が議院内閣制の考へ方に
よつてできているのじやないのですか
ら、この憲法によつて予算が不成立に

なつた場合においては、衆議院を解散
することはあり得ないといふ建前の中
に、この憲法はできていると私は思
ふ。それを言うのが、この憲法を通過
してみた上でのあたりまえの解釈であ
る、ごくあたりまえの常識的な解釈だ
と私は思ひます。それであるがゆゑ
に、私が聞きたいのは、もしその間に
できるとするならば、第六十九條によ
つて、不信任案が出た場合の十日間に
何らかの措置をとるといふことを前提
にして、十日間といふものを置いてある
のだ、そういうよりほかに、この憲法
からは解釈することはできないと私は
思ひますが、その点を重ねて明確に答
弁してもらいたい。

○佐藤(達)政府委員 憲法の根本問題
になりますけれども、私どもは憲法制
定の際に政府側からも御説明しており
ますように、一貫してこの国会と内閣
との關係は議院内閣制であるといふよ
うに確信を持つております。従ひまし
て、これは今河野先生のお言葉のよう
に、議院内閣制でないといふ前提をと
つて参りますと、少し違つて來るとい
ふことになりまして、これは結論が
のずから違つて來ることは明瞭なん
で、見解の相違と申し上げるよりほか
はないと思ひますけれども、ただ、今
私が申し上げましたのは、たとえば今
御引用になりました六十九條の十日以
内といふこと、十日以内といふのは、
むしろ解散後における善後措置を十日
間に尽して後に解散すべしといふ趣旨
のように、今拝聴したわけでありま
すが、私どもの今まで持つております考
えでは、むしろそれとは違つて、議院
内閣制の趣旨から言つて、この六十九

条というものの本旨は、不信任決議を内閣がとられながら、総辞職もせず、解散もせず、ほかおかりして、そのまゝのんべんだらりとすわり込まれては、議院内閣制の本旨にとるから、そういうことは許さない。ただ、ただちに進退を決するということは困るから、総辞職に行くか、解散するかという猶予期間を十日与えた。その本旨は十日間以上はおかむりを許さないということに趣旨があるのだと考える。またそう考へることが、前提としてあります。議院内閣制の本旨に沿つた解釈であると思ひますから、解散後における善後措置というものは、十日の問題ではないといふふうな確信を持つておつたわけであります。しかしそれはいろいろ考へ方がございまして、私はいさゝかやむを得ませんけれども、私はさういふふうな考へております。

○河野(密)委員 それならば、なぜこの憲法そのものに、衆議院を解散したときにおける予算の措置に対して、旧憲法におけるがとき明確なる規定がないのか。この憲法の不備であることは間違いないかもしれぬ。しかし、私はこの憲法が不備であつても、この憲法自体で解釈するのが、当然正常なる解釈であると思ひます。もしさうであるならば、予算の不成立の場合に衆議院の解散があるといふようなことを前提にしておらぬ。私はこの憲法はさういふことを予想もしておらないのだといふ解釈をするのが当然だと思ひます。財政法第三十条の規定を讀んでごらん下さい。あなたには法制局長官だからよく御存じだが、この財政法第三十条の規定と、この憲法第五十四条に書いてある規定とは、全然規定の趣旨が違つておる。

そういうものを無理に持つて来て政府に助け舟を出されても、吉田内閣はさう長く続くわけではないから、さう忠告をばけむ必要はないですよ。

○佐藤(達)政府委員 私は良心に對して忠告をばけんでおるのであります。ただいま御指摘の、憲法は予想しておらぬとおしやいます。これはお言葉返して恐縮でありますけれども、かりに緊急集会の条文がありませんでしたならば、それはお言葉通り、憲法は予算不成立のままの解散ということには予想してないといふことはありますけれども、緊急集会の制度があつて、なおかつさういふお言葉は、ちよつと私には了解しかねるのでございまして。○吉田(賢)委員 佐藤長官に重ねて聞いておきますが、緊急の条件が欠けておりまする暫定予算である場合は、これは憲法違反であることは解釈として間違いないですね。

○佐藤(達)政府委員 たいへん卑近な例ではつきり確認いたしておきたいと思ひますが、たとえば、この三月における緊急集会に七、八月分の暫定予算を出したといふことであるならば、これは明瞭に憲法違反だと思ひます。

○吉田(賢)委員 私は、一応この程度で終りまして、あさつて、なお若干時間をおきたいと思ひます。

○山口(好)委員 本日は総理大臣の御出席がありませんので、緊急集会にかかりました暫定予算の承認問題につきましては、やはりその前提となりまして政治的責任の追究が、われ／＼國民の代表としてこれを承認いたしますについてはごく必要であると考えます。

で、後日吉田総理大臣にその点を十分ただしてみたいと思ひます。

○山口(好)委員 本日は、その当時から吉田さんとも、これらに件につきまして重要なポストにあられた緒方副総理もおいでになりますから、一、二の点をお尋ねいたしまして、私の本日の質疑は終つておきたいと思ひます。

前国会において予算案が不成立に終つたその結果、暫定予算の施行のやむなきに至りまして、かくしてわが國の産業経済の活動面においても、またその発展を阻害しておる面におきまして、非常な影響があつたことは、われわれとしてこれを十分認識いたさなければならぬと思ひます。そこでこの内容はともかくいたしまして、産業その他経済面に甚大なる影響を及ぼしましたこの暫定予算を承認するにやむなきにきましては、暫定予算を施行しなければならぬとなつたその責任について、第四次吉田内閣にその責任があつたか、あるいは与党の責任であつたか、その責任の所在について一応これをたゞすべきことは当然であると思ひます。しかし、これは大きな政治問題であり、複雑な問題でありますから、本日の政府委員では御答弁ができませんと思ひます。ただ一点、ただいま河野君その他から問題とされておりました憲法第六十九条、衆議院で内閣が不信任の決議案を可決せられたその場合には、十日以内に衆議院が解散されない限り総辞職をしなければならぬ。これはついに解散となつたのであります。この規定があります以上、十日という解散後の処置につきましても、いろいろ準備期間があるわけでありまして、いな解散に至るまでのさう

した準備期間があるわけでありまして、前内閣としましては、不信任案が通過せられまして、この予算の問題について、特にすでに衆議院において可決せられて、参議院に送付せられ、参議院においても相当にこれが審議せられておりました当時としまして、この予算案の通過に向つて、はたしていかなる努力をせられたか。少くとも暫定予算を施行するに至つては、非常な悪影響があるゆゑに、何とかこの予算案を通過せしめなければならぬといふ、その努力を払われたりやいなや、これをお伺いいたします。

○緒方(國)大臣 政府といたしましては、不信任案が通過いたしました後、衆議院を解散する結果、わが國の政治、経済上に及ぼす深刻な影響につきまして十分考へまして、できれば予算を通過させたいと考へたのであります。が、当時の参議院の情勢を見まして、十日以内に予算案の通過をはかることはとうてい不可能であると考へました結果、衆議院の解散をせざるを得なかつたわけでありまして、その十日間の猶予を憲法第六十九条に置かれまして理由につきましては、先ほど法制局長官が申された通りの経緯をとつておりまして、ただ解散の結果の影響に考へ及びまして、できれば予算を通過させたいと解散前に考へたことは今申し上げた通りでございます。

○山口(好)委員 ただいまの御答弁ではあります。が、われ／＼としましては、不信任案が通過しまして、ほとんどただちに解散に持つて行つたように考えられます。その間において、さうな御努力をなされたやいなや。これはむしろさういふ努力がなされなかつた

といふふうにも考へるのであります。が、さうな御答弁でありますからやむを得ません。

さらに第二点といたしまして、緒方さんと言はれるごとく、この暫定予算については深刻な影響があるといふことを現認されておるようでありまして、この点をわれ／＼國民の代表としても非常に心配をいたし、またこれからの予算案の編成などにつきましても、われ／＼としまして非常に關心を持つ点であります。が、この暫定予算を四月、五月と施行いたして参つたために、日本の産業その他の経済面にいかなる深刻な影響が及ぼされたか、これについて調査をいたしておりますかどうか、これは大蔵大臣にお伺いいたします。

○小笠原(國)大臣 相当の影響がありましたことは仰せの通りに存じます。しかしながら、暫定予算で國の最小限度のことはやつておりますので、その影響の程度はまだどの程度かということにつきましては、何ら調査いたしておりません。(調査か)と呼ぶ者あり)いや何ら正確な数字を持つておらないのであります。

○山口(好)委員 ただいま大蔵大臣は正直なところを述べたやうであります。が、まさか調査をしておらないといふのではないと思ひます。しかしこれは数字が出ておらないといひますが、事務当局の方ではどんな状態になつておりますか、これを一言お伺いいたします。

ようであります、よろしゅうござい
ます。

○山口(好)委員 緒方さん自身には質
問はないのですが、いまいちいってくだ
さい。

○河野(一)政府委員 暫定予算は最小
限度の国政の運営に必要な経費を盛つ
たものでございまして、最小限度の国
政の運用に支障があるとは考えており
ません。しかしながら、当初予定いた
しましたいろ／＼な計画が年度当初か
ら行われる予定になつておりましたも
のが、これが流れたという面で、経済
界その他に多少の影響があつたこと
は、これはやむを得ないことであると
考えております。中小企業の問題につ
いても、中小企業金融公庫が成立しな
かつたために、その方面における金融
ができなかつた、あるいは住宅問題に
つきましては十分なる施策ができなかつ
たという点で、相当な影響があ
るとは存じますが、その辺におきま
す影響につきましては、先ほど申しま
したように、指定預金の運用でありま
すとか、あるいは民間資金の活用をは
かりますとか、あるいは預金部資金の
運用をはかりますとかいうようなこと
におきまして、最小限度の影響にとど
めるべく努力して参つたのでありま
して、その運用の実績等につきまして、
もし数字の御要求がございしますれば提
出いたしたいと思ひます。

わかるのでありまして、もとよりこれ
につきましても統計その他の資料があ
りましたならば、ぜひこの委員会に提
出していただかなければならないと思
ひます。これは今後の予算編成、特に
この暫定予算の承認につきましては、
そこまでわれ／＼が確かめて、この懸
念に對してこれを是正する今後の手
段を的確に定め、その方針を伺つた上
でなければ、なか／＼これを承認する
ということは、われ／＼の責任として
できないことではないか、こういうふ
うに思ひます。その点の資料は、すみ
やかに調製の上に御提出をお願いいた
と思ひます。さらにこれに對するいろ
んな救済手段、今後の積極的な施策な
どにつきましても、この委員会におい
て十分御発表を願わなければならな
いと思ひます。とかく私の所見
では、政府が自分で総辭職すべきこ
ろを解散をいたしまして、そうして暫
定予算といふこのへんば的な予算を行
うことによつて、かような経済界に懸
念を及ぼしておりました以上は、これを
承認してくれろというならば、まずも
つて自己の責任を反省いたしまして、
そうしてここに至つたのは自分たちの
責任であるといふことを認めると同時
に、その後の暫定予算によることの
財界その他の影響を十分に調査し、こ
れに對処するところの方策をここに掲
げまして、どうぞこれ承認をしても
らいたといふことこそ、この委員会
に對する政府の真のエチケットである
と思ひます。そういう態度で
なければ、結局吉田内閣は依然として
独善主義であり、非民主主義をもつて
押し通そうとおるといふそしりを
免れないと思ひます。われわ

れも一旦自由党に籍を置いたものであ
ります。十分なる好意をもつてここに
申し上げる次第でありまして、緒方さ
んのこれに對する御所見を伺ひたい。

○緒方国務大臣 お答えを申し上げます
が、衆議院解散の結果、予算が不
成立になりました、その政治的また
経済的に及ぼした影響の非常に深刻で
ありますことは、政府としても十分
に承知いたしておりますので、それ
に對しましては、今後の政治の運営、
また施策の上にできるだけの償いをし
て、その損害を少くする、国民生活を
早く安定拡充する方に進めて参りた
い、それ以外に政府といたして道はな
いと考へております。

○山口(好)委員 あとのこまかい質問
は後日に留保いたしまして、本日はこ
れで終ります。

○尾崎委員長 明後二十五日午前十時
より開会いたし、質疑を継続いたすこ
といたし、本日はこれにて散會いた
します。

午後四時二十分散會